

## 平成17年12月6日(火曜日)第4回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選 挙 管 理 委 員 会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・世帯
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選 挙 管 理 委 員 会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
農 業 委 員 会	
清 野 健 事 務 局 長	
事 務 局 職 員 出 席 者	
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成17年12月6日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成17年12月6日(火)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	行財政改革について	寒河江市の新たな財源の確保と節減について 地域産業の振興を兼ねた取り組みとして、市ホームページにおけるバナー広告の活用や市報への有料広告の掲載について 他自治体や法人などに毎号送付している市報の取り扱いについて	4番 榎津博士	市長
2	認知症高齢者と成年後見制度について	認知症高齢者の実態とその対応について 成年後見制度の内容と市の取り組みについて	7番 猪倉謙太郎	市長
3	慈恩寺資料館建設について	第5次振興計画における慈恩寺資料館建設に対する考え方について 建設基本計画の策定について		市長 教育委員長
4	グリーン・ツーリズムについて	平成7年4月農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律が施行され、全国各地でグリーン・ツーリズムへの関心が高まり10年余りが経過している 本市における現況とその支援について伺いたい 今後の推進策とその支援について伺いたい	5番 木村寿太郎	市長
5	小学校の英語教育について	英語教育の重要性はますます高まっている。小学校の早い時期から英語教育を行う必要がある 本市の小学校英語教育の現況と今後の取り組みについて伺いたい ALT(外国語指導助手)の導入について伺いたい		教育委員長

6	介護保険制度について	<p>10月より施設利用者の食費、部屋代が自己負担となったが、利用者への影響はどうか</p> <p>税制改正により06年度は非課税から課税になる人が出てくるが、所得区分はどのように変化するのか</p> <p>保険料段階が上昇する人の激変緩和について</p> <p>低所得者に対する補足給付の周知と取り組みについて</p> <p>新予防給付の取り組みについて</p> <p>地域支援事業の内容と取り組みについて</p> <p>来年4月に予定されている第1号介護保険料の改定について</p>	15番 佐藤 暘子	市長
---	------------	---	--------------	----

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

質問に入ります前に、昨年12月の一般質問で提案させていただいた学生議会在、去る11月5日に寒河江青年会議所の定例会事業として計画、運営していただき、佐藤市長初め関係各位の御理解、御協力のもと開催されました。

子供たちのまちに対する考え、そして住んでいるまちをよりよくしたいという熱い思いをうかがい知ることができ、大変感銘を受けました。私は、このたびの学生議員が中心となり、将来のまちづくりのリーダーとなっていただけのもとの期待しております。

なお、この議会は、青年会議所継続事業として計画されていますので、開催の際は御協力よろしくお願いたします。このたびの開催に当たり御尽力いただいた皆様に、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告番号1番、寒河江市の新たな財源確保と節減について、寒河江市のホームページ、市報の利活用についてお伺いいたします。

日本の景気は回復傾向にあると言われていますが、一部の産業を除き地方の景気はまだまだ明かりが見えない状況が続いております。

寒河江市の平成16年度決算が本定例会に示されましたが、経常収支比率がついに90%を超え、財政の硬直化が危機的状況に陥っております。

三位一体改革の厳しい財政現況において、当市でも平成18年度から抜本的な行財政改革を実施すべく「寒河江市行財政改革大綱」が策定されました。

また、指定管理者制度導入など新たな制度を活用して、これまでにないコストの削減に鋭意努められております。しかし、幾ら財政が厳しいからといって施策や事業を精査しても、まちのさらなる発展に向けた投資を怠ることはできないと考えます。

寒河江市行財政改革大綱で掲げる「市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立」、これを着実に推進しながらも、第5次振興計画の実現に向けたまちづくりの指標の一つである「より元気に」を継続するため、自治体として新たな財源の確保も視野に入れなくてはなりません。「財政難のこんな時代だから」と悲観するのではなく、「こんな時代だからこそ」と前向きにとらまえ、行政も一企業という経営観を持ち、それらに積極的に取り組まなくてはならないと考えます。

このような中で、既存のものを利用し、比較的導入しやすい新たな財源確保の一つとして広告で収入を得る自治体がふえてきたのです。それは、ホームページに広告を掲載する、このことを「バナー広告」と言いますが、ホームページに民間企業のウェブサイトをクリックして、そこからアクセスできるようにするものです。

インターネット広告でもいろいろな種類があり、期間ごとに一定額の広告料金を支払うタイプの「インプレッション型広告」、ユーザー広告をクリックすると広告主が広告料金を支払う「クリック型広告」、商品の購入やサービスを申し込み、資料請求など実際にユーザーによる何らかの成果があって初めて広告料金が支払われる「アフィリエイト」などが挙げられます。バナー広告については、30以上の自治体で既に実施されていて、現に広告収入が得られているようです。

また、インターネットのほかにも、市報に広告のスペースを設け広告収入を得たり、市の封筒などに営利企業の広告を載せ、収入を得ている自治体も年々増加傾向にあるようです。日本広報協会の実態調査によりますと、広報誌への有料掲載をしている自治体は、平成14年で88団体、平成15年では119団体、平成16年では161

団体と増加してきております。

ここで、広告収入に取り組んでいる埼玉県志木市の例を取り上げますと、いろいろな広告媒体、証明書用の封筒、事務所の封筒、あるいは市内循環バス、そして広報誌、駅前駐車場の壁面、あるいは駐輪場の壁面とかに広告スペースを設けて販売しております。ほかに、市のホームページに不動産会社、介護の会社、ごみ処理業者、引っ越しの業者などがリンクされており、年間 430万円ほどの歳入を見込んでおります。

山形県内で実施しているのは上山市で、平成15年6月から有料広告を掲載しており、平成15年には97件が掲載され、平成16年度においては90件の掲載、213万1,000円の収入がありました。これは、人件費を除く市報発行経費の26.6%に当たる額になっているそうです。

上山市では、この取り組みに至った理由の一つとして、次のようなことを挙げております。

近年、市民皆さんにお知らせしなければならない情報がふえたり、記事を読みやすくするために写真や図を多く使ったりしているため、市報のページは年々増加しています。そこで、財源を確保して市報をより読みやすくすること、そして安価な料金で効果的な広告を掲載することにより、地域産業の振興を図ることを目的に有料広告の掲載を行っているとのことでした。

市報は、寒河江市でも月2回の発行、そして発行日から数日以内に市内のほぼ全戸に配布される。この特性を生かせば、地域の企業活動などを効果的にPRする広報手段になります。

また、掲載する内容を企業のイベント、求人情報など市民の立場に立った必要なものを掲載することによって、地域の活性化が図られると考えます。まさに、活用次第では広告収入以上のはかり知れない地域の経済効果が生み出せると確信いたします。

しかし、現実に問題がないとは思っておりません。広報誌の主たる目的は、市の施策や事業についての情報を初め国・県などの公共機関の情報や市内の地域活動をお知らせするためのものであり、広告媒体ではないと異議を唱える方も少なくはないと思います。

また、行政が収入を得て企業や商店を紹介することにも抵抗があると思います。現に隣の河北町では、1978年、昭和53年から実施したのですが、「自治体の発行物に広告はなじまないのでは」として2000年に中止しております。

それぞれにおいて市民の理解を得ながら、さまざまな創意工夫が必要であると考えます。これらを実施している自治体では、それぞれの発行規則、広報掲載要綱の制定などにより、本来の目的を失わないよう節度を守って運営されております。この制度導入に関しては、既に収入を得ながら地域企業、商店の活性化にも結びつけている自治体がありますし、その自治体の取り組みを参考にすれば、すぐにも取り組める事業であると考えます。

ここで質問いたします。

佐藤市長は、長年にわたりこの寒河江市の発展に寄与されてきました。この発展があったのは、市民の幸せを優先し、先見性をもって他に先駆け事業を展開されたのが今日の寒河江市を築き上げたとは私は常日ごろ思っております。

現在、財源の確保がますます困難な時代になることを踏まえ、歳出の大幅削減に努められていることは大いに評価いたしております。今後は、それと同時にこれまでにない財源確保にも前向きに取り組んでいかなくてはならないと考えます。

ホームページの充実を図り、地域産業の振興に向けた利活用、有料広告の実施を検討し、実現すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、さきの質問に関連しますが、寒河江の広報誌を他の自治体に配付している件について、質問をさせていただきます。

現在、寒河江市ばかりでなく他の自治体も広報誌を無料で送付し、お互いの情報交換を行っておりますが、近年、この配付について議論がなされ、交換停止が広がっております。これは、ほとんどホームページから自

治体の情報を閲覧できることにより、必要性が薄れてきたことが挙げられます。

山形市では、法人、自治体向けの約 1,400部について希望をとったところ、500部が「必要ない」との回答があり、交換停止を実施し、1回当たり約 2万 5,000円の経費を削減できているようです。

ここで市長に質問いたします。

現在、寒河江市でも 210件、331部が外部への発送を宅配便や直接配付などで行っております。昨今の厳しい財政状況を少しでも克服するため、たとえ小さくても経費削減をできることから考えていかななくてはならないと思っております。確かに、広報誌による情報の発信を中止した場合、情報の停滞を招くおそれはないとは言いません。しかし、ほとんどの自治体のホームページに市報など広報誌の内容が閲覧できる現在において、必要のない他自治体への送付は控えてもよいのではないかと考えます。

現在のところ、寒河江市ではホームページに市報の全面掲載がなく、閲覧することはできません。ホームページに市報の内容を全面掲載することが条件になってくるとは思いますが、今後どのように運営されるのか。また、外部発送されている市報の取り扱いをどのように考えておられるのか、市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

寒河江市のホームページは、平成10年8月に市内外へ寒河江市の情報を発信するため開設いたしました。

開設以来、現在までに57万5,000件余りのアクセスがございます。昨年11月から本年10月末までに12万7,000件ほどのアクセスがありました。内容を見てみますと、6月のさくらんぼの季節にアクセスが集中しているようでございます。

開設当初におきましては、市の観光物産情報やイベント情報を主体とした情報を提供しておりましたが、サービスの向上を図るため、平成13年にはこれらの情報に加えましてホームページ上に申請書等の様式を掲載いたしまして、市民がインターネットを介して取り出せるよう、様式のダウンロードサービスを開始いたしました。

さらに、本年3月にはホームページ全体を見直ししまして、行政情報を主体としたものに変更いたしまして、迅速な情報提供や魅力あるホームページづくりに努めているところでございます。

市内における通信回線の整備、さらにパソコンなどの普及によりまして市内のインターネット利用人口も確実にふえていると考えられ、電子メールを利用した問い合わせやホームページからの様式提供などの依頼などもふえており、行政情報の拡充が必要と考えております。

また、第5次振興計画の基本構想や寒河江市行財政改革大綱においても、住民ニーズの多様化、高度化に対応し、住民ニーズに的確に対応するため、市政に関する情報としてホームページを利用し、提供することとしているところであります。

さて、財源確保のため市のホームページや市報等に広告を掲載し、広告収入を得てはどうかといった御質問でございますが、市のホームページについては、県内13市の中で1市が掲載を予定しておるようでございますが、ほかにはなく、その是非については研究を要することと考えており、「広告をもって民間事業の情報を提供しては」ということでございますが、当面行政情報の充実を図り、市民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。御提案は、今後の課題とさせていただきますと思います。

また、市報等に広告を掲載してはどうかということでございますけれども、地方公共団体における広報誌は、地方公共団体の施策や事業、地域の活動、行事などを広く市民に伝えるものでございます。そして、市報の紙面づくりは、これら情報をいかに見やすく、わかりやすく市民に伝えるかに日々努めておるわけでございますが、市報には広告を掲載することとなりますとページ数の増加、あるいは広告主から専用広告デザイン掲載を求められるなど、紙面づくりの変更が生じてまいります。

そこで、経費の面だけで市報に広告掲載をするのが果たして妥当かどうか。事実、これまで広告を掲載していた自治体が、御案内のように取りやめたケースもあることから、今後十分検討してまいりたいと考えておるところであります。

次の質問でございますが、経費削減のためにホームページに市報を全部掲載してはどうかという話がありました。

本市においても、市報に係る経費削減につきましては、平成11年に企業団体、他の地方公共団体に送付希望調査を実施いたしまして、送付箇所を389カ所から281カ所に削減したところであります。

現在、市報の全部をホームページに掲載するため準備作業を進めておりますので、市報がホームページに掲載された後に再度調査を行い、さらに見直しを進めたいと考えておるところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

私も考えているとおり、市報は読みやすく市民に伝える、それがやっぱり第一の目標でありますから、広告を掲載することによりましてどうしてもやっぱりそちらに目が行ってしまう、ページ数が多過ぎて読むのをやめてしまう、そういう危険性があると思いますので、その件についてはいろいろと今後も検討していただき、努力をしていただければありがたいなと思っております。

しかし、バナー広告につきましては、先ほど13市のうちの1市、山形市が12月1日から思い切って東北の県都で初めて掲載することを決めております。ホームページを見るとまだバナー広告は載っていないようなので、まだ希望する会社を募っているような状況だと思っておりますが、今後七つの企業を載せるというふうなことが報道で発表になっておりました。

先日、ニュースでこんなことを言っておりました。「アメリカで新聞の購読が激減している」というニュースでした。それは、御案内のとおり、インターネットで瞬時にいろいろな情報やニュースが読み取れる、それによって次の日まで朝刊を待たなくても情報が入ってくる、そういうふうには時代はもう変わってきております。私も本当につくづく時代の流れというもの早いなと、このニュースを聞いて思ったところでございます。

先ほど市長の方から答弁ありましたとおり、昨年の11月からことしの10月まで約12万7,000件のアクセスがある。開設当初からすればかなりのアクセス数がふえております。やはり、さっき言ったとおり、画面を通していろいろな情報を得ている方々がふえてきております。今やITの時代で、一家に1台のパソコンが1人に1台の時代が間もなくやってくると思っております。その画面を通して、この寒河江でつくっているさくらんぼ以外の農産物、おいしいお米や果物、たくさんあります。いろいろな商品もあります。これをやっぱり全国に発信していったら、これを掲載することで直接収入もありますけれども、それ以上に、間接的な経済効果というものがあるのではないかと考えております。

ですから、先ほどは「課題とさせていただきます」というお答えをいただきましたが、なるべく早くどうすべきなのか、他自治体で取り組んでいることを参考にさせていただいて、行政としてやれる限界はあると思うのですが、前向きにとらえていただきたいと思いますと思っております。

私は、この厳しい状況を考えますと、極端ではありますが、各自治体で今検討されております法定外税の制定など、何らかの施策を実施しなくてはならないような時代に入ってきたのかなと思っております。そうはいっても、簡単にそういうところに踏み込めるといことはなかなかできないと思っております。ですから、既存のものを使って何らかの新しい財源を見つけることはできないか、そう思って今回の質問を提案として話させていただきました。

いろいろ皆さんも新聞で見ているとは思いますが、12月3日に今をときめくライブドアの社長が山形を訪問いたしました。来年の2月までに、ライブドアのホームページに「山形サイト」を掲載するということでした。これは、山形の芋煮、そしてラ・フランスを使ったオリジナルスイーツなどの販売を行って、山形の本物を全国に発信すると。結局、ライブドアも商売ですから、そのサイトを設けることによって収入があります。しかし、それを紹介してもらったいろいろな企業や商店がその経済効果を受けて収入を得る、そうすれば税金となつてはね返ってくる、そういうサイクルが実現できると思っております。

山形市はどういう経緯で今回そういう企業のサイトを設けるようになったかは、私もちょっと直接はわかりませんが、少なくとも、「なんたっすやまがた」という形でその広告を設けることとなっております。何とかこの厳しい時代、先ほども何回も言ってくいようでございますが、何らかの収入を得ていく、そういう前向きな考えで取り組んでいかないとはいえないと思っております。

ただ、心配しているのは、そういうものがどんどんふえてくる可能性がありますし、周りがやってからこれ

を実施しては手おくれになるのかなと思っております。ですから、何とかもう一度前向きな検討をしていただいて、だめならだめでもしょうがありませんが、できることを話し合っただけければなと思っております。

次に、ホームページに市報を全面掲載、これは可能になってくるという話がありました。そして、必要のない自治体や団体、法人には見直しをされるということがありました。本当に各自治体、山形県内でも東根市も12月に希望を再調査するという話もありましたし、本当に隣接してる近隣の自治体にしか送っていない自治体もあります。そうやって少しでも財源を少なくしようという自治体が本当に多くなってきました。先ほどお答えいただきまして、そういう方向に行かれるということがありましたので、なるべく早く市報を全面掲載、ホームページにいただきまして、再調査を行っていただきたいと思っております。

以上、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤成六市長 これまでもまた、第5次振興計画と一体となって行財政改革の大綱を策定いたしまして、行政のスリム化といいますか、コストの削減等を図っておるわけでございますけれども、それも限界が出てくるわけでございますし、そういう面では歳入の確保という分野が、これまた必要なわけございまして、そういうことも含めて行財政改革の大綱に織り込んでおるわけでございますが、そうしますと、税収入はもちろんでございますけれども、何とか税外収入というものも、これをふやさなければならない努力を続けてまいらなければならないと、かように存じております。

ただ、議員のそういう御質問をありがたくちょうだいするわけでございますけれども、市報とかホームページに広告を載せるということでの収入の増でございますけれども、今答弁申しあげましたとおりでございますが、行政情報の中でのいわゆる企業活動情報というものをどうあるべきかと、こういうことがやっぱり問題だろうと思っております。

ただ広告収入というだけではなくて、いわゆる市内、寒河江市のいわゆる活性化なり、あるいは経済効果というようなものに結びつくかということも考え合わせなくてはならないという御指摘は、そのとおりだと私も思っております。税外収入というようなものを十分これからも検討させていただきまして、そしてまたそれらを通して企業なり、あるいは市全体の元気というようなものにつながっていくというようなことを議論しなければならないと、かように存じておりますので、これから勉強させていただきたいと思っております。以上です。

## 猪倉謙太郎議員の質問

新宮征一議長 通告番号2番、3番について、7番猪倉謙太郎議員。

〔7番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 おはようございます。

若干風邪気みでお聞き苦しい点もあろうかと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私は、緑政会の一員として、2番、3番に通告してある点について質問をさせていただきます。

私は、だれにでもわかりやすい行政を望む観点から簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願いを申し上げます。

早々に質問に入りますが、通告番号2番、認知症高齢者と成年後見制度についてであります。

介護保険制度がスタートして5年、予想を上回る要介護認定者、介護保険給付者、施設入居希望者など、実施主体となる市町村の役割は極めて重く、民間事業者との連携、公平・公正な要介護認定事業の情報公開開示など、やるべき課題は極めて多く、特に安心感、信頼を得られるためのきめ細かい事業展開に配慮をしてほしいものであります。

この成年後見制度も、介護保険制度とともに2000年4月にスタートしたものであります。全国的に高齢の認知症患者をねらった悪質な住宅リフォーム業者が摘発され、こうした被害を防止する一つの方法として成年後見制度が制定を見たわけですが、なかなか理解が進まず、利用者も少ないのが実情のようであります。

さきにも申しあげたとおり、同制度と一体的に導入されたのが介護保険制度であります。介護保険制度は2006年度から大幅な見直しが行われようとしております。この成年後見制度についても、改善を図るべきだと考えるところであります。

認知症の高齢者の実態は、2002年度の調査によると全国では169万人、2015年度には250万人、2025年度には300万人を越すだろうと推定をされております。県内においても、2002年度には65歳以上の7.8%に相当する2万3,000人で、2015年度には10%に当たる3万3,400人になると見られております。高齢化率が高い本県において、また本市においても、全国に先駆けた対策が急務になっているのではないかと思います。

判断力の低下した高齢者や精神・知的障害者らの財産や生活を守るための制度であり、本人にかわって後見人などが、権利の擁護や資産管理を行う判断力が低下している人が対象の法定後見と、今は大丈夫だが万が一に備える任意後見の二つの仕組みがあり、後見人の選任は家庭裁判所が行い、登記が必要とのことであります。

さらに、法定後見には判断力の衰えに応じて後見・保佐・補助の3種類があり、それぞれ衰えによって代理できる権限の範囲があり、仕組みや手続が異なるなど、複雑なものとなっているようであります。

こうした事情もあり、成年後見制度の利用も少なく、最高裁の事例によると2003年度に後見人などが容認された件数は約1万6,500件、2000年から2003年の4年間でも約4万2,000件と少ない状況にあります。なかなか普及しない原因については、一つにはPR不足、二つには制度がわかりにくい、三つには行政が積極的でないなどが指摘されているようであります。

そこで、県高齢者総合相談センターに2004年に寄せられた相談を見ると、計840件ほどのうち、内容別では財産・金銭の相談がトップで、相続関係、消費者金融からの多重債務など、高齢者全般が対象とはいえ、認知症高齢者の間でもかなり潜在しているものと見られております。悪質商法対策などに有効である金銭トラブルを避けるためにも、財産管理を信頼できる第三者に任せたいと成年後見制度に関心があっても普及しないのが実態であります。

そこで伺いますが、一つは本市における認知症高齢者の実態について。それから、介護保険運営に伴うサービス提供に問題は生じていないのかどうか。サービスの提供は本人との契約が原則となっておりますが、本人

の締結能力が必要なわけです。その対応について。また、高齢者の虐待などの実態についてお伺いをいたします。

二つには、地域福祉権利擁護事業について、2000年5月の社会福祉法の改正により、福祉サービス利用援助事業がスタートしたわけではありますが、これは軽度の痴呆症状のある高齢者などに利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う事業ですが、この事業はサポート範囲が限られていることと、利用者のある程度の判断力が必要と言われておりますが、本市で行っている事業内容と取り扱い状況、そしてかかわる人員、または法人組織などはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

三つ目は、成年後見制度利用支援事業についてであります。2001年度から実施されている厚生労働省の事業であります。本市ではどの部署でどのように行っているのか。そして、その実績、すなわち後見の審判申し立て、勧告または申し立て、そして助成の実例など、何件ほどの取り扱いがあったのか、お伺いをいたします。

四つには、任意後見制度の活用の周知についてであります。この成年後見制度でその利用の期待が大きいものは、任意後見制度だと思っております。この制度は、当の本人が軽度でも痴呆、知的障害、精神障害に陥る前に、陥ったとき保護してくれる人、すなわち任意後見人と保護してくれる内容をあらかじめ定め、契約を締結しておく制度であります。核家族化、少子化とともに高齢化社会が進行しております。このような事態に備えて、痴呆などに陥る前に保護してくれる人及びその内容を契約という法形式によって定めておこうというのが任意後見制度であります。せっかくの制度でありますので、大いに周知をし、権利保護を図ることがより豊かに、より住みよいまちづくりに重要と思っております。したがって、現在の周知のための広報活動はいかになされているのか、今後の計画などについてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、4点についてお伺いをいたします。

続いて、慈恩寺資料館建設についてであります。この件については以前にもお尋ねをいたしました経過がありますが、改めてお伺いをいたします。

第5次振興計画の中で、寒河江市の将来都市像として「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市 寒河江」とし、歴史と文化を生かした美しい景観形成を掲げているところでありますが、慈恩寺については改めて申しあげるまでもないかと存じますが、まずは慈恩寺を語る時、その最も大きな特徴は本尊五仏を初めとした仏像群の秀逸さと、そして数の多さであると思っております。国の重要文化財に指定されている本堂を中心とする境内自体も他に見られない独特の雰囲気があり、貴重なものであります。慈恩寺の仏像群こそは、訪れるだれをも魅了する寒河江市の宝であり、我が国の宝だと言っても過言でないと思っております。

慈恩寺は、聖武天皇の勅命により天平18年、インドの僧、婆羅門僧正が精舎を建立したのが始まりと言われており、その後幾度かの火災に見舞われ、本堂も焼失しましたが、今なお遠く藤原時代からのすぐれた仏像群が残る全国的にも数少ない貴重な例の一つだと思っております。

現在のところ、国宝にされているものはありませんが、国の重要文化財に指定されているものは仏像・彫刻だけで30体にも及び、県・市指定の物を合わせると62体にもなるところであり、さらに絵画や工芸品、古文書などを含めた文化財は、159点に及ぶものになっているわけでありまして。

まさに慈恩寺は文化財の宝庫であり、これらを火災や盗難、自然汚損から守り後世に伝えていくことは我々に課せられた責務であり、またこれらの文化財を多くの方々に公開し、学校教育、社会教育、そして生涯教育など文化的向上を図ることが重要であり、郷土の歴史研究のために開放されることが望まれていることも事実であり、さらには多くの古文書、記録などの貴重な資料が関係者の個人の家庭にも数多く残っており、さらには慈恩寺より県内外に流失した古文書なども含めて、その収集・保管を図ることが急務であり、まさに慈恩寺は文化財の宝庫であり、これらの要望にこたえ、保存に万全を期すためにも、収蔵庫、展示室、研究室を兼ね備えた資料館を建設し、後世に伝え得ることが現代に生きる我々にとって喫緊の責務であると考えますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

引き続き、教育委員長にお伺いをいたします。

教育委員会は、市より委託を受け昭和58年に慈恩寺資料館建設調査委員会を立ち上げ、平成元年に慈恩寺資料館建設検討委員会、そして平成4年、答申書を承認され、平成7年には慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、検討してきた経過があるわけですが、そのことでお伺いをいたします。

一つには、立地に関することについてであります。建設場所については慈恩寺山中か、またはその隣接地で徒歩で回ることのできる範囲とし、山王台公園入り口の東側などとも聞いておりますが、そのようなことでの理解でよろしいのかどうかお伺いをいたします。

二つには、施設機能に関することについて、施設の規模と内容について。それから、収蔵方法と秘仏の公開などについて。

三つ目は、展示内容及び方法に関することについて。

四つ目には、学芸員の配置などについてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

なお、さきの質問に対し、「資料館建設については財源の確保に努め、慈恩寺一山と寒河江市との役割分担を明確にしながら連携して取り組んでいくことが必要である。市の実施計画では、平成15年に基本計画の策定を盛り込んでおりますので、慈恩寺資料館建設の基本的指針となる答申を踏まえ、さらにこれまで建設準備小委員会での協議されてきたことを反映させながら基本計画策定の体制を整え、建設に向けた取り組みを進めてまいりたい」との見解をいただいた経過があります。

以上、お尋ねをいたし、1問といたします。

どうも失礼しました。教育委員長にお尋ねをさせていただきます。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、認知症高齢者の成年後見制度についてでございます。

我が国の生活習慣病予防や健康寿命の延伸に関するさまざまな施策の取り組みなどによりまして、ここ数年間の平均寿命は飛躍的に伸び続け今日の世界一を誇る長寿社会を形成していることは御案内のとおりでございます。

一方、脳卒中や心疾患、外傷などの疾病などにより介護を必要とする高齢者も増加の一途にあり、高齢者の健康維持や介護に関する対策は重要な課題となっております。

御質問の認知症高齢者についてでございますが、本年6月の介護保険制度の改正によりまして、これまでの「痴呆症」から「認知症」に呼称が変わりました。御案内かと思えます。人は長生きするほど加齢に伴うさまざまな身体的ダメージがあらわれるのは、生身の人間である以上、避けられない事実でもございます。

そのようなことから、認知症も全国的に増加の一途にあるようでございます。御指摘のとおりでございます。平成17年における全国の認知症高齢者は169万人で、10年後には250万人、約1.5倍に達すると国では推計しております。県内の状況も、要介護認定者4万3,600人のうち53%の方に認知症状が見られるようでございます。

本市の平成17年7月現在における65歳以上の要介護認定者、1,259名おりますが、その71%、884名に何らかの認知症が見られ、そのうち後期高齢者である75歳以上の方が92%、815人を占めておられます。また、認知症が見られる方の65%に当たる580人ほどが、何らかの介護サービス等を利用しながら在宅で生活をされている状況でございます。

市におきましては、認知症対策の一環としてこれまでも認知症予防教室や介護教室、また寝たきりにならないよう、転倒予防教室などを含めまして年間を通じて継続的に実施してまいったところでございます。

国においても、今年度を「認知症を知る1年」と位置づけまして、広報や各種研修会などの開催を初め、これまで以上に力を入れて総合的に認知症対策を推進していくこととしております。市といたしましても、今後は民生委員や近隣住民、関係機関等との連携を一層密にした認知症者の見守り支援体制などの立ち上げを行い、対処していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、この介護サービス利用に関する契約についてのお尋ねでございますが、判断能力が比較的不十分な認知症の方が介護サービスを利用するに当たっては、あらかじめどのようなサービスが適切かを、親族が立ち会ったもとに本人と専属の介護支援専門員が相談の上、策定したところのケアプランに従ってサービス事業所と契約をすることとなっております。

また、サービスの内容を変更するときも、必ず担当の介護支援専門員などと連絡の上、ケアプランの変更内容に基づいてサービスの提供を行うことになっておりますので、契約上支障があることはないものと考えております。

次に、高齢者の虐待についてのお尋ねがございました。

家族が介護が必要な高齢者を放置したり、暴力問題など介護施設における事例も含めて報道されておりますように、近年は社会問題として取り上げられております。以前は、家庭内や施設内のいわば密室で起こっていたため、ほとんど発見されずにあったようでございますが、ヘルパーやケアマネジャーの家庭訪問等でその実態が明らかにされてきたようでございます。本市においても、状況からして虐待と思われるケースが提起されましたが、担当のケアマネジャーを初めヘルパー、親族、介護施設、市の担当者の連携した対応で事なきを得たものが1件ございました。

このような状況にかんがみまして、さきの国会において高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等

に関する法律が成立し、本年の4月1日から施行することとなっておりますのでございます。

主な内容としましては、一つは、虐待を発見した場合の市町村への通報義務、二つには、市町村長の一時的保護や立ち入りの調査権、警察との連携、三つには、不当な取引による高齢者の財産上の被害防止など、罰則規定まで設けた全30条からなる内容となっております。

本市における具体的な対応としましては、このたびの介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターの設置が市町村に義務づけられたことから、今後は虐待をも含め高齢者に関する総合的な相談窓口などとして関係機関との連携を図り、問題解決の役割を果たしていかなければならないものと考えておるところでございます。

次に、この地域福祉権利擁護事業について申し上げます。

この事業は、在宅で生活されている高齢者や障害者の方で、みずからの判断能力が不十分なためさまざまな福祉サービスの利用や契約等に困難が伴うことから、それらに関しての相談や実際利用するサービスのお手伝いをするもので、「福祉サービス利用援助事業」と呼ばれるものでございます。

本事業は、社会福祉法において第2種社会福祉事業として規定され、社会福祉協議会が実施主体となっておるところです。本県においても、平成12年度から県の補助事業として山形県社会福祉協議会が実施しておりますが、県内を8地区に分けて、寒河江・西村山地区においては本市社会福祉協議会を基幹の立場に位置づけながら専門員を配置いたしまして、訪問の上、相談から支援計画の作成までを無料で行っているほか、1市4町には各生活支援員を配置して実際のサービスを提供しているものでございます。

サービスの提供の利用料金は、生活保護を受けている方以外は、1回1時間程度でございますが交通費込みで1,500円になっているようです。本市の社会福祉協議会に利用実態を聞きまして、平成16年度実績では相談件数が49件、本市は4件、うち対象者は認知症高齢者が8割を超えまして、以下知的障害者、精神障害者などとなっております。

相談の内容別では、金銭管理が約4割、それから通帳や年金証書等の書類預かり、各種福祉サービスの手続等に関するようですが、相談者はひとり暮らし高齢者が多いとのことでございます。

また、現在実際に利用契約をされている方については、西郡全体で11人ございまして、本市では4人という実績でございます。

次に、成年後見制度について申し上げたいと思います。

この制度は、民法に規定されている制度であります。以前は「禁治産者」「準禁治産者」と言われておったわけですが、平成12年4月に現行制度に改正されているところでございます。

制度の内容としましては御案内のように、認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者の方が、判断する能力が不十分な方につきまして、家庭裁判所の審判によりまして、その程度によって成年後見人、保佐人、補助人を選任し、財産管理や身の上監護などに関して保護をしていくというものであります。大別して、御指摘もございましたけれども「法定後見制度」と、それから「任意後見制度」がありますが、任意後見制度は本人が十分な判断能力があるうちに、将来その能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ自分で後見の範囲等を決めておくものでございます。

お尋ねの成年後見制度利用支援事業についてでございますが、重度の認知症高齢者などで後見人等に対する報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ制度利用が困難であり、かつ市長が家庭裁判所に対し審判の申し立てを行う場合に限って申し立てに要する経費、いわゆる登記手数料とか、あるいは鑑定料などを公費で負担しようとするものでありますが、これまでは実績がございません。申し立ては、2親等以内の親族が行うことを原則としており、場合によっては4親等の親族の存在があれば市長の申し立ては基本的にに行わないこととされているため、実際の利用者はかなり特定の方に制限されるものと思われま。

本市においても、成年後見制度に関する専門の窓口は設置しておりませんが、介護保険サービス利用等総合的な相談の中で手続などの情報提供を行っております。したがって、広報活動については、全市民に対

しては特に実施しておりませんが、ケアマネジャーや介護保険事務所、民生委員等、関係機関については、定期的な情報交換会や研修会などを通して制度の理解と活用等について周知をしているところでございます。

今後の活動計画とのことでございますけれども、このたびの介護保険法の改正により、平成18年4月以降に市町村に設置が原則義務づけられましたところの地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護業務が明記されたことによりまして、虐待や後見制度に関する相談はもとより、場合によっては全く身寄りのない方で後見が必要とされる高齢者については、市長が家庭裁判所に対し、審判の申立人となり必要な手続等を行う事務も取り扱うことになっておるところでございます。

次に、慈恩寺資料館建設に対する考え方について答弁申し上げます。

慈恩寺は御案内のように、関東以北では一番の寺領を誇り、東北を代表する大寺であったと言われており、私たち市民が共有し、全国に誇れる唯一の財産であると思っております。

また、ことしはJRで発行している「トランヴェール」6月号に「特集 慈恩寺と立石寺山形の古刹を訪ねる」が掲載され、大きな反響を呼んでおります。4月から10月までの拝観者は14万4,700人となっており、昨年同時期の68%増となっております。県内外から訪れており、遠くは首都圏や青森県から訪れ、拝観しているようでありまして、大変喜ばしいことであると思っております。

慈恩寺につきましては、第4次振興計画で「慈恩寺の仏像彫刻や古文書などの本市の重要な文化財を保護、保存し、観光資源として活用を図るため、慈恩寺周辺の環境整備を進めながら、これらを収蔵、展示する慈恩寺資料館を建設する」としたのでございました。

これまで保護、保存につきましては、慈恩寺関係の古文書として資料の目録と所在を明らかにし、散逸を防ぐことに努めてまいりました。慈恩寺の基本古文書である本堂文書や最上院、それから法蔵院、華蔵院の3カ院文書はすべてマイクロフィルムに収録し、資料の保管を図っております。

また、本堂のカヤぶき屋根の吹きかえ、三重の塔の山門の改修、慈恩寺公園の環境美化にも努めてまいりました。

慈恩寺資料館の建設については、平成4年の慈恩寺資料館建設検討委員会の慈恩寺資料館についての答申書を踏まえ、平成7年には市文化財保護委員と慈恩寺関係者による慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、協議を重ねてまいりました。御指摘のとおりでございます。これが主な経過であるわけでございます。

このたびの第5次振興計画での慈恩寺資料館建設に対する考えはどうかという御質問でございますが、今回の第5次振興計画の基本構想を議決いただきましたが、将来都市像に示したように、寒河江のまちづくりがこの歴史と文化で彩られ、達成していくものと考えております。その中で、慈恩寺は寒河江市の歴史文化そのものであると認識しておりまして、慈恩寺資料館はその必要性を十分認識しているつもりであります。

第節、景観と歴史・文化の融合を図り、品格ある社会をめざす構想に歴史美術館の建設構想を掲げておりますが、これまで言ってきた慈恩寺資料館なるものもこの歴史美術館の構想に含んでいるものであります。

しかし、現実には厳しい状況下にありますので、すぐの実現は困難であります。先の10年を見据えた計画にはぜひ必要なものと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

慈恩寺は、歴史的に見ましても平泉の中尊寺よりもはるかに古い古刹でございます。

また、国の重要文化財を初め、県指定文化財、市指定文化財等、貴重な文化財を数多く抱える名刹でございます。まさに寒河江の宝でございます。こうした貴重な文化財を後世に残していくことは私どもの責務であると、このように考えているところでございます。

慈恩寺資料館の建設については、こういった文化財や古文書等、文献の保存を図ることを主たる目的として取り組んできたものでございまして、教育委員会といたしましては、平成元年に慈恩寺資料館建設検討委員会を設置し、基本的な事項を調査、検討していただき、平成4年3月に答申書を提出していただきました。

また、平成7年には展示構想など具体的な内容について小委員会を設置いたしまして、平成15年3月に報告書をいただいたところでございます。

そのような中におきまして、御質問にございます建設場所、施設機能、収蔵方法などについてもそれぞれ御提言をいただいております。その内容を御紹介いたしますと、まず建設場所については、平成4年の答申書の中で「市道山王台公園線入り口東側が望ましい」とされておりましたが、小委員会ですらに検討を進めた結果、「もっと適当な土地があれば、その土地についても検討すべきである」との提言でございました。

次に、施設機能についてであります。答申書の中で「美術館的要素、歴史資料館的要素、古文書館的要素の三つの要素を兼ね備えたものである」としてございます。

また、収蔵方法については、報告書の中で「市と慈恩寺一山が契約を結ぶ形での寄託による収蔵、展示が合理的である」としてございます。

さらに、秘仏の公開についてでありますけれども、同じく報告書の中で「宮殿内33体の秘仏のうち、弥勒菩薩坐像、不動明王立像、降三世明王立像、釈迦如来坐像、地藏菩薩坐像の本尊五仏のうち、弥勒菩薩坐像、不動明王立像、降三世明王立像の3体を除いた秘仏が寄託可能である」と慈恩寺一山側からあったことが報告されております。

展示内容については、古文書、絵画等を含めて本尊五仏のうちの3体を除いた寄託品目が展示できることになるわけでございます。

学芸員の配置についてでございますけれども、報告書の中では「優秀な学芸員の存在とすぐれた研究は、開館後の慈恩寺資料館の成否を大きく左右する」として、学芸員の配置の必要性を挙げております。

過去の報告書では、以上のようなことでございます。

教育委員会といたしましては、慈恩寺資料館の建設については、先ほどの市長の答弁によるところとなるものであると思っておりますが、構想が具現化する段階で、これら答申書並びに報告書を尊重しながら検討を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 私の質問の意を酌んでいただきまして詳細な御答弁をいただきましたことに対し、感謝申し上げます。

早々2問に入りますが、成年後見制度のことでございますが、家族や親族で対応されているので問題とかトラブルの報告はないということ、また取り扱い実績なども余りないようですけれども、お年寄りに対する家族や親族の虐待が深刻な社会問題となっているように思います。

新聞報道などによりますと、一例ですが、献身的に看護をしてきた息子が、認知症の母親を、かえたばかりのシーツを汚したことに腹を立てて、殴って死亡させたなどという悲惨な事件が発生したようであります。息子は懲役3年、執行猶予4年の有罪判決を受けたようであります。

全国的には、専門の相談センターを設置したり、実態調査に乗り出す虐待防止の取り組みを始めている自治体もあるようですが、県内ではそうした試みはまだないようであります。お年寄りが家族から受ける虐待については、法律がないため明らかな定義はないわけですが、殴る、つねるなどの身体的虐待、恫喝、無視するなどの精神的虐待、世話しないなどの介護放棄、本人の承諾なしに年金を使うなどの経済的虐待などが挙げられるのではないかと思います。

法的根拠がないため、家庭の中に行政がどの程度かかわれるのかという点、それから家庭の中に他人を入れることに抵抗が強い人が多く、虐待が表面化しにくい傾向にあります。まずは、高齢者の虐待の加害の半数が家族、親族であると言われております。したがって、高齢者の実態を調査し、現況を把握する必要があるのではないかと思います。御見解を承りたいと思います。

それから、任意後見制度についてであります。この任意後見の開始というものは公正証書が始まりとなるわけで、いわゆる法的実務の経験の豊かな人の中から法務大臣が任命された公証人によって公正証書が作成されているわけでありまして。

また、任意後見人の業務が適正に行われているかどうか、後見事務を管理、監督する任意後見監督人という方も選任されているわけでありまして。家庭裁判所によって、さらにその任意監督人に指導、監督を受けるというような、要するに公的機関のお墨つきがある制度であり、これは大変安心のできる制度だと思います。

しかも、本制度を利用する場合に、その手続や後見活動に係る費用等について援助を受けられることになっておりますので、この事業の積極的な活用を進め、障害者が安心して暮らせる環境づくり、痴呆症になっても安心して暮らせるまちづくりに努めていただきたいことを御要望申し上げておきたいと思っております。

それから、慈恩寺資料館建設についてであります。御案内のとおりで、ことしの6月号の「JR東日本の月刊誌「トランヴェール」の特集として組まれたわけで、「トランヴェール」の中で13ページにわたって慈恩寺が紹介をされたわけでありまして。

この発行先に問い合わせたところ、発行部数が実に65万部の発行をされているということに私も驚きました。私はせいぜい15万部か10万部程度かなと思っておったんですが、65万部という部数にはさすがに驚きました。そのPR広告効果がさすがに大きく、新たな脚光を浴び、この11月から12月にかけて青森県の方々、4,000人規模での拝観が、毎日のようにバス2台、3台に乗り分けて参拝に訪れている状況にあります。まず、マスコミやメディアを広く活用し、観光客の誘客を図ることは観光振興の中で極めて重要なことと思っておりますが、受け入れ体制も根本から見直す必要があるのではないかと思います。

なお、関連してですが、検討委員会の答申の中で「三重の塔の東側にある慈恩寺観光会館の機能を資料館に移し、建物は撤去した方が望ましい」ということについてであります。この観光会館は平成18年度に解体に向けて検討がなされているようでありますが、今後の対応についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたし

ます。

それから、教育委員長の答弁の中で、立地に関する事、建設場所についてであります。山王台公園入り口の東側というようなことでもいいのかどうかという質問をしましたが、その周辺の土地は限られて、ほかにも適当な土地があれば検討すべきだという答えであったわけですが、ただ慈恩寺山中の周辺での土地は限られているわけですので、第1候補、第2候補なんていうことで、本当に的を絞って今後取り組まれるべきでないかというふうに思います。

あと、収蔵方法についてであります。文化財の保管を万全に図ることが最も重要であるというふうには思いますが、一つ参考的に聞きたいんですが、寄託・貸借・寄贈なんていうことで、どういうふうの違いがあるのか、その点をお聞かせをいただきたい。

それから、学芸員の配置についてであります。学芸員の存在が資料館の開館後の成否を大きく左右する。しかも、資料館の生命線であると。設計の段階から学芸員を加えるべきだと。3名から5名程度配置が望ましいと指摘があるようですが、常駐するかどうか。その辺を伺っておきたいというふうに思います。

それから、この慈恩寺の資料館建設については、ただ箱物だけつくって仏像、彫刻などの資料を収蔵し、展示するというだけでなく、市民の心のよりどころとして自信と誇りをもたらす人間形成の基盤となるものであると思います。本市の観光の振興はもちろん、まちの活性化にもつながると思われま。1,300年になんなんとする歴史をはぐくんだ慈恩寺文化の薫りがこの寒河江市全体に広がり、他のまちではまねのできない高い品格と格式を形成することにつながるものと思われま。

まさに、慈恩寺資料館建設こそ第5次振興計画基本構想の「景観と歴史・文化の融合を図り、品格のある社会をめざす」「夢はずみ、希望に満ちた都市をめざす」としたその指針に沿う最もふさわしい事業の一つと思いま。ぜひ一日も早い実現に向けて取り組んでいただくことを御要望申しあげ、さらに御期待を申しあげ私の質問を終わりますが、二、三、お尋ねをした件がありますので、御見解を伺いたいと思いま。以上です。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 家庭内の問題と言われますと、やっぱり御指摘のように入りづらいと、ほかの人がむやみに入りにくいということがあるのかと思っております。特に今、老夫婦とかひとり暮らしの世帯がもう多くなってきておりますし、家族がおればいいんですけども、そういう場合にありましては割と入りにくい。ましてやいろいろ問題があるんでないかなと思っておりますも、やっぱり一般の人が入りにくいというようなこともあるのかと思っておりますけれども、やはりそこは何かといいますか、地域の方々の見守りといいますか、訪問するということの方が非常に私は大切なことだろうと思っております。

ですから、いろいろ家庭の中で親をいじめているんじゃないかとか、あるいはいわゆる介護を放棄してぶん投げておくというような話が立ちましても、やっぱり行きづらいというのがあるようでございまして、でもそれをそのままにしておくということではできないわけでございますので、何かやっぱり公的に民生児童委員になっている方かと、あるいは市の方の行政の担当者とか、あるいは老人クラブの方とか、こういう方々がやっぱり見守るということが私は必要だろうなと思っております、そういう中でいわゆる発見をし、そしてそれをさらに制度の中にのせていって、何とか救えるようにしていくのだろうと思っておるわけでございます、それにおきましては、先ほども申しあげましたように包括支援センターというのが今度は出るわけでございますので、さらにそういう体制を、制度を生かしていくということ、制度にのせてさらに充実していくということが必要かなと、このように思っております。

あと、任意後見人制度の利用につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、慈恩寺ですね。「トランヴェール」、65万部ですか、JRの方で印刷して、新幹線ほかに乗せてくれたということの効果というのは非常に私は大きかったと。そして、ちょうど6月というのは、さくらんぼ、花咲かフェアの時期でございますから、あの「トランヴェール」を見まして慈恩寺に即刻訪れたというような方もいらっしゃいますし、今なおもって団体バス等で慈恩寺を訪れる方が大変多うございます。

ですから、私はただお参りする、あるいはただ視察するというような形で方々を済まさせてはならないと、こう思っております、いかに慈恩寺のいわゆる慈恩寺らしさをやっぱりアピールしていく、そしてまたそれをさらに何かといいますか、寒河江市の財産であり、これは一山だけの問題でなくて、寒河江市の歴史的な財産であるということと、そしてまた集客、観光にも生かしていくということになりますれば、議員も御指摘のようにやっぱりもっともっと受け入れ体制というものを考え直さなければならぬと思っております。

今まではそういう面での対応というのが、一山なり地元の観光振興協会なりもさることながら、まだまだ足りないと思えますし、市といたしましても、いわゆる一山のものでというような考え方を、お任せというようなこととなくて、一体となったところの取り組みというものをこれ以上していけないと、ただJRの「トランヴェール」でお客様がふえたということだけでは済まされないものだなどと、このように思っております。

それから、慈恩寺観光会館でございますけれども、これは御指摘のように昭和34年に市の議事堂、議事所ですか、事務所の古材を用いて建設されたものでございまして、市民やらあるいは観光客の休憩所として利用されてきたわけでございます。

しかしながら、建築後46年を経過しておるわけでございますので、外壁の剥離、それから土台の腐朽、老朽化が進んでおります。問題のトイレも旧式のままでございまして非常に、地元はあんまり感じないようでございますけれども、ほかから来た方は非常に嫌がるトイレかなと思っておりますし、また慈恩寺全体の景観から見ましても、あの観光会館はどうかなというような気がするわけでございます。

それにつきましては、今申しあげましたように、慈恩寺をやっぱり観光としての面での、そちらの面での果たす役割も大変大きなわけでございますので、会館につきましても十分考えてまいらなければならないと、こう思っております。それで、慈恩寺を訪れた方が気軽に訪れる、そしてまた土産などの買い物などできるように、そのためには慈恩寺ならではの土産なり、あるいは何といひますか、御利益のあるようなもの、これもつくっていくということが必要だと思っております。そうすれば、やはり慈恩寺はすばらしいなと、やはり古刹だなと、こういうように評価がこれまで以上にされるだろうと思っております。

そういうことで、観光会館も……、解体というようなことも視野に当然入れていかなければならないと、このように思っておるわけございまして、そのためには慈恩寺本山やら、あるいは観光振興会の方でも十分に検討していただきたいものだなと、こういうふうにも思っておりますし、あのとおり観光会館では解体というようなことも、これは当然考えられることだろうと思っておりますし、深く考えていかなければならないものでございますけれども、その後のことをどう考えるかということ、やはり地元等の十分な幸せもこれからやっていかなければならないものと、このように思っておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 任意後見制度についてでございますけれども、来年の4月からというふうなことが、市町村長もそれにかかわってくるというようなことでありますけれども、大変大事なことでありますけれども、現在その方向で動いているというふうな情報については、ちょっと今のところつかんでございません。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 先ほど、答申書並びに報告書を踏まえて概略、方向性をお答え申し上げたところでございますけれども、2問でさらに3点ほど、より具体的という、より「詳しい」というんでしょうかね、そういう質問がございましたので、教育長並びに所管課長に答弁させていただきます。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時07分

---

再 開 午前11時20分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 第2問で、3点の御質問がございますので、お答えを申し上げたいと思います。

土地と、それから学芸員の配置につきましては、第1問の委員長答弁の中で申し上げておりますとおり、今後構想が具現化する段階で答申書、それから報告書、これらを尊重しながら具体的に検討してまいりたいと考えております。

ただ、学芸員につきましては、報告書の中でも述べられておりますように、できるだけ早い段階から専門的な方々を入れまして検討を進めていく必要があると考えてございます。

展示方法の内容につきまして、寄託、それから寄贈という御質問についてお答え申し上げます。

寄託につきましては、所有権は一山にございまして、残ったままで管理を市が責任を持ってさせてもらうと、こういうものでございます。寄贈につきましては、所有権そのものを市に移して市が管理していただくこと、こういうものでございます。以上でございます。

## 木村寿太郎議員の質問

新宮征一議長 通告番号4番、5番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題についてお伺いいたしますので、御答弁をよろしくお願いたします。

通告番号4番、グリーン・ツーリズムについてお尋ねいたします。

もともと「グリーン・ツーリズム」とは、農村地域で自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動を言うわけですが、平成7年4月、農山村滞在型余暇活動促進法が施行されて以来、全国各地でグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、海・山・川など豊かな自然に恵まれ農林水産業を主に営む地域にあっては、新たに複合型産業の創出として大いに期待をされているところであります。

そして、一般観光客の価値観も大きく変化しようとしております。2004年度の観光白書を見ましても、国民1人当たりの国内観光旅行の平均宿泊数が1.92泊となり、統計調査を始めた1979年以来初めて2泊を割り込んでおり、平均宿泊数3.06泊だった1991年をピークに減少傾向にあります。原因としては、やはり高速交通網の発達により便利になり、従来は一、二泊していた方々がそれぞれ日帰りや1泊の旅行に変わってきているということです。

山形県の2004年度の観光白書を見ても、県全体での主要観光地への入り込み数も前年度より3.9%増加はしておりますが、どの分野がふえたかという点、中高年層を中心とした夏山トレッキングの人气が高まっている山岳観光が8.8%もふえ、逆に全体の3割を占める宿泊を伴う温泉観光は4.4%減少しており、少しずつではありますが、山形県でも観光旅行への変化の兆しが見えてきているようです。

一方、近年では都市住民の方々の農業や農村体験を希望する方が非常に多くなっていると聞いております。農林水産省のいろいろなアンケート調査などを見ますと、「体験できるのであれば田や畑など農作業をしてみたい」「もっと気軽に農家の手伝いができれば協力したい」「自分の子供や孫にも農作業を体験させたい」などという声が年々2けたの数字で伸びているそうです。

それと並行して、趣味生活雑誌の分野では、小学館で発刊の「サライ」が年間552万部、宝島社で発刊の「田舎暮らしの本」が216万部とベストセラーになり、そのほかに日本経済新聞社に連載された林えり子の「田舎で暮らそう」が大好評になり、さらに山形放送テレビでも平成12年から放映されている「DASH村」という毎週日曜日の午後7時からオン・エアになっている番組があります。人気男性グループTOKIOが米や野菜を育て、炭焼きやみそなどをつくり、そしていろいろな農業や農村体験をする内容で、視聴率も一時は20%を超え、1%が約110万人と想定されるなら、約2,200万人以上の方々が見ていることになるわけです。

その番組をごらんになっている都市住民の意識調査を無差別に行ったところ、やはり「きれいな水や空気に触れて、農山村で健康的なゆったりした時間を過ごしたい」とか「新鮮でおいしい食べ物や郷土料理を楽しみたい」という方が約60%にも達しているということです。このアンケート結果を見ても、農林水産業そのものに今ほど関心が寄せられている時代は、過去なかったかもしれません。

それでは、全国的に見て、実際どれだけのグリーン・ツーリズムの利用者がいるかと調査をしてみますと、実際に国内観光旅行目的の二、三%で、約880万人と言われております。まだまだ我が国におけるグリーン・ツーリズムの歴史は浅く、発展途上であります。山形県では5万人ぐらいの利用者であり、お隣の福島県と岩手県の約30万人と比較しても、グリーン・ツーリズムに関してはまだまだ山形県は後進県と言わざるを得ません。

しかし、お隣の西川町では、その中の教育旅行という分野で奮闘しており、年間に約20団体、2,100人ぐらいの利用者がおり、大井沢を中心とする体験民宿で、売り上げがそれだけでも2,000万円を超しているそ

うです。主に中学生が多く、時期的にも五、六月で仙台、千葉、静岡、遠くは神戸方面からも来られており、それもありピーターが多く、既に来年も予約でいっぱいだそうです。

受け入れる側としては、新たな施設をつくらうとする場合に規制などでは大分緩和されているとはいえ、ハードの部分ではそれにかかわる農地法、旅館業法、消防法、営業面では食品衛生法、そしてソフト面では農繁期と重なったり、農産物の生産を中心にしてきた農家や農村の多くは、全く違う分野である接客や商売が苦手だったり、本当にいろいろな問題や課題が山積みしております。

幸いにもこの4月から、山形県村山総合支庁の商工労働観光課に「グリーン・ツーリズムサポートセンター」が開設されました。先日、訪問し、いろいろお話を伺ってきましたが、手続に関する開業、運営、経営等の各種相談を一括して受け付けております。例えば、手続が複数の課であっても関係各課が連携する体制を整え、これから開業しようとする方や現在実践している方の相談にも迅速に、的確に対応ができるようになっております。電話や来庁でも構いませんし、「今後は観光客からの直接の問い合わせにも案内できるように積極的に対応していきたい」と話しておりました。今までの環境とは大分違い、本当に窓口が広く改善されてきているようです。

本市におきましても、幸生地区に平成10年にグリーン・ツーリズムの設備として法的条件が整い、幸生地区公民館である「ふれあい友遊館」が建設されました。収容能力としては15名程度で、年間の利用者が80名足らずでまだまだであります。それもさくらんぼの時期だけに限られているような、全くもったいない施設です。

しかし、来年よりこの地区でも携帯電話も通じるようになるし、周りには葉山・畑地区のキャンプ場や牧場、永松銅山や幸生銅山の跡地、水辺の生物を観察したり、木製の遊具で遊んだりできる「水辺の楽校」、さくらんぼ園、ぶどう園、わらび園、冬季にはそのわらび園を利用してのスノーモービル体験など、四季を通して活動ができ、そしてことしの9月には地域の有志による炭窯づくりが完成し、炭焼き体験もできるようになりました。伝統芸能面では田植え踊り、大黒舞、葉山太鼓、そして伝統行事では、テレビでは何回も放映になっている病送りなど、わずか90戸ぐらいの世帯の地域としては、数えたら切りがないくらい多くの素材があります。本市でもこの地域を特区とはいかなくとも、将来に向けての起爆地、あるいは情報発信基地として育ててほしいものであります。

地区の方とお話をする機会があり、それではこの地区では何が欠けているのかといろいろお話をしてみると、大変失礼なことかもしれませんが、ソフト面での誘客方法に大きな課題があるかと思えます。他地区と比べても、何よりも豊かな自然と温かい人情と優しく迎えてくれるという、この十分なるホスピタリティを生かす方法を考えなければならぬと思えます。今後は本市もグリーン・ツーリズムに関しては一つの課であるなどと決めつけしないで、複数課で連携し、振興を図ってほしいものです。

そこで、市長に2点についてお伺いいたします。

一つは、今いろいろ申しあげましたように、都市と農村の交流が新たな段階を迎え、雇用の創出や交流人口の増加、そしてより以上に地域の活性化に結びつくと思われるグリーン・ツーリズムの今後の推進策と、二つ目は、現在の実践者も含め、また新たに事業を展開しようとする方への、国・県も含め市から今後どのような具体的な支援を受けることができるのかをお伺いいたします。

次に、通告番号5番、小学校の英語教育についてお伺いいたします。

本市の第5次振興計画基本構想の「21世紀を担う人材の育成」の中で、寒河江市の人づくりについては、「現代の状況から新時代を切り拓いていくため」「美しい心、豊かな心、元気な心の育成に取り組み」「今後、異なる文化や生活習慣への理解を深め、より一層外国人や外国語に触れる機会を提供し、国際社会に対応したまちづくりと国際性豊かな人づくりに努めていきます」とあります。

本市においても、外国人登録者数が416人もおり、まさに国際化がどんどん進んでおり、世界共通語としての英語教育の重要性が高まってきているのではないのでしょうか。

文部科学省では、既に小学校からの英語教育の必要性について審議を進めていると聞いております。さらに、英語が使える日本人を育成するための行動計画を打ち出し、中学校卒業段階では英語検定3級程度、高校卒業段階では英語検定準2級か2級を取得でき、しかも日常の英会話ができる程度、大学卒業段階では仕事で英語が使えるようにすることを目標にした英語教育の行動計画を公表しました。

そのほかに、外国人とのふれあい推進事業ということで、私費留学も含め年間1万人の高校生が海外に留学することを目標として、平成15年度から1,000人ほどを対象に往復航空費用の一部を国が支援することも始めております。そして、平成18年度からは大学入試センター試験にリスニングテストを導入し、高校入試でも英語による口頭試問を取り入れることなどを求めているようです。そのほかにも英語教育推進特区とか小学校英語活動地域サポート事業とかがあり、本当に国の英語教育に対する熱意がうかがわれるような気がします。

その中の小学校英語教育サポート事業を、山形県で唯一指定を受けた村山市の教育委員会を先日訪ねてみました。平成17年度から新しくできた制度であり、期間は2年で、現行の教育課程の中で小学校英語活動を実践する自治体などに対し、その指導者である小学校教員の指導力向上の取り組みを支援する制度です。

現状では、ALTがアメリカ人男性の方とイギリス人女性の方と2名で指導を行っておりました。村山市の小学校では、昨年度からある程度は下準備をしておき、スムーズにこの制度に移行することができたそうです。

趣旨は、英語がしゃべられるようになるためにやっているのではなく、外国の方とお話することによりコミュニケーションを持ち、憶することなく外国文化を理解し、尊重できればと期待しているようです。英語活動を始めたばかりの生徒たちは英語が新鮮で、活動そのものが楽しく感じているとのこと。その活動を進めていくと相手とのやりとりがだんだんふえ、いろいろなコミュニケーションが図れることがおもしろくなり、さらに積み上げてきた生徒は、次第に自分なりに工夫して伝えたいという欲求がだんだん高まってくるのがわかるそうです。私たちには理解できない、教育者としての感動というものがあるのかと思われました。

このサポート支援事業は、文部科学省から指導方法に関しては余り厳しい規制がなく、支援要求金額に対して大体満額に近い数字が本年度分としておりたとも話しておりました。

授業の内容を見ますと、従来のカリキュラムを削って英語教育をやっているわけではなく、総合的な学習時間の年間105時間を使って、1学年平均10ないし15時間で低学年、中学年、高学年に分けて、主に「元気にあいさつをしよう」「数字で遊ぼう」「好きなものは」「英語であいさつ」とか、ほかに歌を歌ったり、ゲームをしたり、比較的易しくなじみやすい部分からの実践教育を行い、来年は20から25時間ぐらいにふやす予定をしているそうです。

ALTが必ず英語の授業を全部受け持っているということではなく、担任の先生との組み合わせもあり、試行錯誤を繰り返しながら研究をしているとのこと。結果は、まだまだ2年後ぐらいでないと評価はできませんが、絶対自信を持って指導をしているし、生徒が明るくなったことは事実で、保護者の方からも好評であるとのこと。ただし、先生方は、「世の中の流れだからやむを得ない部分もあるが、その負担が少しはかかっている」というお話もありました。

本市においても、平成15年度よりカナダ人のALT、マーク・ダックワースさんがいらして中学校を中心に英語教育を指導し、明るくさわやかで、生徒さんからも大好評であると聞いております。ただ、残念なことは、時間の関係でそれぞれの小学校には月に1回程度の授業しか行くことができないのが現状です。

外国語の習得などは、頭のやわらかい若いときが適しているということは、とにかく昔から耳にたこができるほど言われてきました。私も子供のころ、毎日新しいものを吸収しているという感覚があったような気がします。小学校での英語教育は、先ほども述べましたように結果は本当に何年後かに評価できるかわかりませんが、やはりこのグローバル化している時代ではぜひ必要であり、聞く・話す中心の学習であっても、中学校への自信にもつながり、小中学校の一貫教育の礎にぜひなってほしいものです。

そこで、教育委員長にお聞きいたします。

本市も厳しい財政状況の中ですが、将来の国際人を育てるためにもALTの増員についてどうお考えなのか。そして、本市の小学校英語教育の状況と、さらに今後の英語教育の取り組みと計画をお聞きし、私の第1問いたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

グリーン・ツーリズムは、農山漁村を舞台としまして、農山漁村に住む人々と都会に住む人々とが農業などを介した交流や体験を通じ、その土地の自然や文化に触れ親しむことでございます。必ずしも宿泊を伴うものだけでなく、場合によっては日帰りの交流、体験などもグリーン・ツーリズムの一環とっておるようになってございます。近年、自然回帰の大きな流れの中で全国各地でさまざまな取り組みがなされており、日本人の生活観、旅行観に合ったグリーン・ツーリズムが模索されております。

本市におけるグリーン・ツーリズムの現状と課題でございますが、宿泊を伴うグリーン・ツーリズムとしては、御指摘のように平成10年に幸生ふれあい友遊館の整備が図られ、そば打ち体験や郷土料理を楽しんだり、近くでわらび取りやさくらんぼ狩り、ぶどう狩りなどの体験ができるほか、雄大な自然を生かした葉山登山や豊かな地域特性を生かした水辺の楽校でのアドベンチャー体験、熊野川の上支流での溪流釣りなどの活動も満喫することができるようになりました。しかし、利用者が年間70人程度と余り伸びていない状況でございます。

また、日帰りの交流体験活動としましては、市内各地にさくらんぼ園や観光いちご園、ブルーベリー園、ぶどう園などが整備され、寒河江市周年観光農業推進協議会が主体となって体験事業を行っております。ほかに、そば打ちや芋煮体験などのメニューもあり、農家との交流も行われております。

さらに、仙台市内の中学校、高等学校からの田植えやそば打ちなどの体験学習も盛んに行われており、昨年度は1,041人の生徒が本市を訪れており、修学旅行等による交流人口も増加してきているところでございます。

今後の推進策としましては、現在の体験メニューのバリエーションをふやすことや、宿泊施設としての農家民宿の開設が考えられますが、農家民宿開設への初期投資などが大きいことや体験農地の提供者などの課題があり、農家の皆さんの積極的な取り組みが進まないのが現状だろうと思っております。また、地域全体としての取り組みや地域住民の理解と協力が欠かせないことから、長期的な取り組みが必要な事業であると考えております。

それから、これらの事業実施に対する支援策についてでございますが、国の事業では「元気な地域づくり交付金」としてのソフト事業で、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案普及を行うとともに、都市住民と農村との出会いの場の設定や地域ぐるみで行う受け入れ体制及び多様な取り組み主体の育成などを実施することとしているほか、ハード事業としましては、やすらぎ滞在交流拠点整備などの地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点、体験交流空間等の整備事業などがありますが、これは市町村などが事業主体となるものであり、個人的な農家民宿等の開設に関する補助事業はないのが現状でございます。

県については、補助事業はありませんが、個人会員、組織・施設会員、行政等団体会員からなる山形県グリーン・ツーリズム推進協議会、これは平成7年6月に設立されておりますが、その協議会が主体となって推進ネットワークづくりや重点地区への情報発信、観光等関連分野と連携した推進などを行っております。

また、村山総合支庁にことしの4月にグリーン・ツーリズムサポートセンターが開設されました。御指摘のとおりでございますが、農家民宿や農家レストランの開業等の手続について、全面的な協力体制がとられたところでございますが、資金面での支援は、低利で借りられる融資制度を除いてはほかにない状況でございます。

市につきましても、農家民宿などへの資金面での支援制度はないのが現状であります。農家民宿の開設等を希望する方がいる場合には、県と連携を図りながら取り組みをサポートする体制をとってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず、本市における小学校英語教育の現状からお答えいたします。

現在、本市小中学校においては、国際的な視野を持って将来国際社会の中で活躍できる人材を育てるという視点から国際理解教育を進めており、その一環として小学校英語活動がございます。

具体的には、平成12年8月から語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆる「JET」、JETプログラムにより外国語指導助手、いわゆるALTを市内小中学校に派遣しております。現在、本市のALTはマーク・ダックワースという27歳のカナダ人男性で、本市に勤務して3年目になっております。学校への派遣回数は、年間で小学校が約90回、中学校が70回、計160回ほどになります。

小学校においては、総合的な学習などの時間に英語を使った歌や遊び、簡単な英会話など楽しく学習しながら自然に英語に親しむような活動が行われています。特に、田代小学校では、平成17年度から本市の小学校英語活動重点校として年間35時間、つまり週に1回の英語活動を行っています。少人数であるということのメリットを最大限活用しながら、体験的な学習活動を通して英語に親しむとともに、外国人や外国文化に対しても理解を深めております。先日行われましたハロウィン・パーティーでは、子供たちと教師だけではなく、保護者や地域の方々をも交えて英語活動による交流を深めたところです。その様子は「地域を活性化する小学校英語活動」として新聞にも大きく取り上げられたところです。このように、本市における小学校英語活動は、英語に親しんで外国人や外国文化に対する興味、関心を引き出し、コミュニケーションへの意欲を高める上で大変効果を上げているところでございます。

今後も、現在行われているように、小学校では英語を楽しみながら聞く活動を多く取り入れ、中学校での「聞く・話す・書く」の活動につなげ、実践的なコミュニケーション能力の養成を進めていきたいと考えているところです。その際は、ALTの増員も一つの方法でありますけれども、それよりもALT任せの授業をするのではなく、担任を初めとする教員の指導力を生かして授業をすることを奨励してまいります。ALTをうまく活用し効果を上げるには、教員の指導力こそが重要課題であると考えからであります。

そこで、本市教育委員会といたしましては、小学校英語活動に関する資料や情報を提供したり、研修会を開いたりして学校及び教職員をできる限り支援してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午後 1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 先ほどは、それぞれの御答弁ありがとうございました。

さて、話は飛んで申しわけありませんが、先日ある新聞を読んでいましたら、団塊の世代である昭和22年から24年生まれの方がいよいよ定年に近づき、いわゆる2007年問題、その消費市場への期待度が非常に高まっているとことです。その3年間で約700万人がおり、他の世代と比べてみても突出して多く、高度成長期に青少年時代を過ごしたために、これまでのリタイア層に比べてこだわりや消費意欲がすごく強いと言われております。そして、日本が経済大国化した80年代には働き盛りの30ないし40代を迎え、ほとんどの方がバブル期以前にマイホームを取得し、退職時には余裕のある方が多く、この3年間で退職金だけで50兆円産業と言われております。

その方々にある旅行会社がアンケート調査を行ったところ、年代的に旅行等やはり消費意欲が強く、特にその中でもグリーン・ツーリズムのようなものとか、神社、仏閣、仏像などに非常に興味をお持ちのこととということでございます。本市においても黙って見逃す手はなく、大きなターゲット層になるのではないかと考えております。

先ほど来、話題になっておりました「R月刊誌「トランヴェール」の6月号に掲載されたおかげで、慈恩寺の観光客数が昨年より68%ふえておるということをお聞きしました。早速、慈恩寺の絡んだ企画を旅行会社と組んでみる価値が十分あるのではないのでしょうか。

ある実践者とお話をする機会がありまして伺いましたところ、グリーン・ツーリズムはやはり都市と農村の交流がもちろん主体であります。肝心の受け入れ側の、そこに住んでいるからといって自分の地域を常に把握しながら問題意識を持ち、今までのものを今までのとおりに見るのではなく、違った視点から自分の地域のよさを再発見しないと、継続するというはなかなか大変であるとしみじみ話しておりました。

私のサービス業の経験を踏まえても、自分たちのホスピタリティというものがどれほどの価値があるのか、それに気がつかないとなかなか相手にも伝わらないし、広めることができないのではないのでしょうか。そして、結果としてそこに感動があればピーターがふえるし、第2のふるさととしても評価してもらえるのではないかと思います。何か市長の所見があればお願いいたします。

次に、小学校の英語教育についてですが、これも私事で恐縮でございますが、本市も中央工業団地に大企業が大幅進出し、国際化が進み、ホテルのフロントで20年以上もいると、いろいろな国からのお客さんと接することができたわけです。

その英会話の中で、何とか幾つかの単語や文章をとらえ、そこから想像して何とか理解をしようとするのですが、そんなに簡単にいくはずがなく、辞書を持ち出したり、書いてみたり、最後には得意の身振り手振りになってしまうのが落ちです。10何年間、ある程度は英語に接した者としては情けない限りです。

そして、何年か前に私の家にもマレーシアの女子大学生とフィンランドの男子高校生が留学生としてホームステイをしたことがあります。マレーシアの当時21歳の中国系の娘さんは、家庭では中国語、学校では英語、町ではマレー語を話し、日本に来ては少しですが日本語も話し、その対応の早さには驚かされました。フィンランドの高校生も家庭ではフィンランドの言語を話し、学校や町では英語が常用語だそうでございます。

そして、留学生が2人も本市の高校に何回か訪問し、自分と同世代の仲間と楽しそうに話すのを見てみると、若い方の通じ合う意気と順応の早さと、この世代には本当に国境のない世界を感じました。私の子供も留学生生活が長くよく気が合い、自分たちの海外での生活のことなどを楽しく話しながら、よく仙台にも出かけていたようです。今でも時々メールの交換をやっているそうですが、そこでも当然私の語学力はもう蚊帳の外でございます。

彼と彼女の来日はもちろん別ですが、最後に帰国するときに共通して強烈にインパクトを与えていただきまし

た。それは、「来日する前に、世界の経済大国であり、教育レベルも高い国であるから、中学生や高校生はせめて英会話ぐらいは全員できるものとして安心して訪問したのですが」と聞いたときには、返す言葉が見つかりませんでした。やはり日本は海に囲まれた島国であり、歴史的背景が影響しているのでしょうか。

そして、今後の子供たちに望むものは、国際化がどんどん進む中、積極的にいろいろな世界の人とかかわり、同じ人間としてともに生きていこうとする姿勢、ともに学ぼうとする姿勢が求められてくるのではないのでしょうか。

そこで、教育委員長の所見があればお願いいたします。以上でございます。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 グリーン・ツーリズムについての再度の御質問でございますけれども、グリーン・ツーリズムは唱えられてからもうかなりの年数がたっています。30年、40年近くになるのではないかなと思っておりますが、それにしましても、まだグリーン・ツーリズムというのがふえない割に、やっぱりグリーン・ツーリズムの声というものが高まっておるんだらうと、こう思っております。

それはなぜかといいますと、やっぱり御案内のように自然体験、あるいは景観を眺める都市の方々が多いことということもあるだろうし、また受け入れる側がそれを、交流によって得るものがあると、あるいはまたそこに地域の収入といいますか、所得が期待されるということもあるだろうといろいろ思っておりますけれども、これらをもっともっと伸びてもよさそうなものだなと、このように思っておりますけれども、都市の方は都市にないものを求めて農村に来ますし、また農村に住んでいる方は自分のところのないものを与えること、あるいは交流することによって得がたいものを吸収するというところもあるかなと思っております。

けれどもそれが伸びないのは、いわゆる施設といいますか、例えばこういう農村におきましては、収容といいますか、受け入れるところの施設、民家の場合、民宿の場合の家屋でございますけれども、それをそれなりに改築するというのも、これも大変だろうと思っておりますし、そしてまた受け入れる家族の方々も、少子高齢化の中で非常に労働力の不足という分野もあるかなと思っておりますし、それからやっぱり1家族1家族で対応するというところだけ、個々人で対応するというところだけではなくて、地域全体として対応するというようなことも必要だろうと思っております。その辺全体がかみ合っていないと、幾ら必要だと、グリーン・ツーリズムの重要性をわかっておいても、それが伸びない理由なのではないのかなと、このように思っております。

そういうことで、いろいろ支援策なども、先ほど1問で答弁申し上げたようにいろいろありますけれども、必ずしも十分でないわけございまして、やっぱりやる側の問題もあるんだらうし、そして都市側の問題もあるんだらうと思っておりますが、御指摘のように地元の方々やっぱり自分たちの地域に、あるいは農村、農業に魅力を持って、それをいらっしゃる方々に自慢すると、誇りを持つというようなこと、それはやっぱり一番必要だろうと思っております。そして来たならば、おもてなしの心といいますか、そういうことで受け入れることによりましてリピーターというようなこともふえるだろうし、あるいはさらに絶対的な数量、伸びというものも期待できるだろうと思っておりますけれども、言うは非常にそのようには思っておいても、実際みんなやるということになりますといろいろな課題を引きずっておりますので大変なことだろうと思っております。

けれども、地域の活性化、農業の振興というようなものに結びつけていくためには、やっぱりグリーン・ツーリズムも、これもその一つでございますから、いろいろ模索しながら、行き当たり、あるいはそちらにぶつかりながらも伸ばしていくということを考えていかなければならないと、このように思っております。以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 国際理解教育と外国語教育とのかかわりということについての所感というふうな受け取り方をさせていただきますけれども、お答え申しあげたいと思います。

大分大きな問題だと思いますが、国際化社会は、考えれば今後ますます進展していくということが当然ながら予想されます。現在の小学生が大人になるころは、今よりももっと多くの外国の方々と交流しながら、ともに社会生活をしていくということになるのではないかというふうに思います。

そういう社会を心に描いていくとき、私たちは今の、現在の子供たちの姿を見て、一つの明るさといましようか、あるいは頼もしさでもいうべきようなものを感じていることも事実です。それは、今の子供たちはいわゆる異文化、異文化に対して、我々大人とは比べ物にならないくらい寛容でありますし、また積極性を持っているということでもあります。

先ほど言いました小学校英語活動にいたしましても、子供たちは英語を吸収する、その柔軟さには驚くばかりでございます。ALTのマークともすぐに仲よくなりましたし、まちでマークに出会ったときなども「Hello」と気軽に英語で話しかけ、コミュニケーションをつくっているということでもあります。このように異文化に触れ、積極的にコミュニケーションを試みる。このような子供たちの様子を見聞きするにつけて、その可能性のすばらしさを感じずにはおれないからであります。

英語に限らず、韓国語であれ、中国語であれ、外国の言葉とその背景にある文化を理解すること、そのことを通して自国の文化を再認識すること、さらには自国の文化も他国の文化をも大切にす、真の意味での国際理解教育をこれからも大切に進めていきたい、このように考えているところであります。以上でございます。

新宮征一議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

やはりグリーン・ツーリズムというのは、成果もまだ本市では余り実績としても出てこないわけで、なかなか難しい問題ではありますが、そしてやはり農業を取り巻く環境というのは大変厳しくなっておりますし、本市においても農業の担い手とか後継者問題、そして寒河江型農業の振興なども含めて新しい取り組みでもあり、行政だけでなく観光協会、周年観光農業推進協議会、商工会、JAなどとも連携を持ち、御支援をお願いしたいと思います。

そして、小学校の英語教育に関しましても、本当に国際人に合ったような、そして本市がモデル地区となるような英語教育を望みながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 佐藤 陽子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号6番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 本日、最後の質問になりました。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、改定された介護保険制度の内容について伺いながら、改善すべき点などについて市長の見解をお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

2000年から始まった介護保険制度は、介護を「家族介護から社会全体で支える制度へ」というキャッチフレーズで始められたもので、悲惨な老老介護や、介護のためにやむなく職場をやめなければならないといった実態が改善されるものと大いに期待されました。確かに介護に対する国民の意識も変わり、積極的に介護サービスを受けるようになりました。しかし、実施から5年経過した現在も、介護者を抱える家族の悩みは深刻で、必要な介護を安心して受けられる状態にはなっていません。

一つには、ふえ続ける需要に供給が追いつかないといった現状が挙げられます。

現在、寒河江市にある二つの介護施設、いずみ・長生園への入所待機者は約200名いるそうですし、長期にわたるショートステイも利用がなかなか困難な状況です。

二つには、低所得者が介護保険料・利用料の負担が重荷になってサービスを手控え、苦勞をしながら介護に当たっているといった実態があります。

このような事態を改善し、すべての高齢者が最後まで尊厳を持って生きられる制度に充実させていくことこそ重要と考えます。

高齢者人口の増加に伴い、介護給付費がふえることはやむを得ないことです。持続可能な介護保険制度のためとして、全面的に見直しをかけたのが改定介護保険です。しかし、その中身は、国民に大幅な財政負担と利用抑制を強いるものであり、低所得の高齢者が安心して利用できる内容とはなっていません。

来年4月からは、改定された介護保険制度が全面的に実施されるということですが、その先駆けとしてことし10月から実施されたのが、施設利用者に対する部屋代と食事代の自己負担です。その理由として、「施設サービスと家族介護とは負担の格差が大きい」「在宅の人は食事代や居住費は自分で負担している」「在宅と施設との負担を公平にするため、施設にいる人にも同じように負担をしてもらおう」といった理由です。もっともな理由に聞こえますが、公平を期すというのであれば、在宅で介護に当たっている人にこそ介護激励金を支給したり、介護利用料金を安くするなどの対策こそ必要と考えます。

今回実施された施設利用者への部屋代、食事代の負担は特別養護老人ホームに入所している人だけにとどまらず、在宅介護を受けながらショートステイを利用している人にも適用され、さらにはデイサービスを利用している人たちの食事代も自己負担となります。負担額は、大部屋か個室か、所得がどの区分に属するかなどによって大きく違ってくるようですが、利用者にとって大変な負担になることは間違いありません。

寒河江市内の施設に入所している人はどれくらい負担がふえたのか、このことによって施設から退所せざるを得なくなったり、利用を差し控えざるを得なくなったということはないのか伺います。

次に、税制改正による所得区分の変化について伺います。

小泉自民党内閣は、行財政改革と称して国民への容赦ない負担増と痛みを押しつけてきました。

その一つが、平成16年度に実施された公的年金等控除の縮小、高齢者控除の廃止があります。平成17年度には定率減税の半減、非課税限度額の廃止など容赦ない税改定により、年金などのわずかな収入で生計を支えている高齢者にとっては大変な痛みです。実際の所得はふえていないのに、税制が変えられたことにより非課税から課税になる人が出てきています。非課税から課税になることで、住民税はもちろんのこと、介護保険料や国民健康

保険税、公営住宅の家賃や医療費などさまざまなものが負担増となり、これまで受けることができた制度が、課税されることで受けられなくなったり、介護施設利用料の軽減なども受けられなくなるという、まさに負担だけが雪だるま式に膨らんでいくのが税制改定の行き着くところです。

今回の税改定により、非課税から課税に変わる人が大勢出てくるのではないかと思います。それに伴い、介護保険料の所得段階がこれまでよりも上がる人が出てくると思われますが、保険料の納付区分はどのように変化するのか伺います。

次に、保険料非段階が上昇する人に対する激変緩和について伺います。

税制改正により、介護保険第1号に属する人の保険料非段階が上昇し、保険料が大幅にアップする人が出てくることは前段で申しあげました。人によっては、2段階も上昇し、保険料が激増することもあり得ます。

寒河江市の現在の保険料非段階を例にとれば、2段階の人の保険料は月額2,055円ですが、3段階にアップすれば基準額の2,740円で、685円の引き上げです。同じく2段階の人が2段階アップして4段階になったとすれば2,740円から一気に3,425円となり、1,370円の引き上げになるのです……。ちょっと間違えました。同じく2段階の人が2段階アップして4段階になったとすれば2,055円から一気に3,425円となり、1,370円の引き上げになるのです。

保険料非段階がアップすれば、施設利用料などもそれに伴いアップするということで、保険料の支払いができなくなったり、施設サービスも利用できない人が多数出てくるのが予想されます。国においても、余りにも負担が重い制度に配慮して、激変緩和措置をとると言っていますが、激変緩和によってどのように負担が抑えられるのか伺います。

次に、低所得者に対する補足給付の周知と取り組みについて伺います。

ことし10月から、施設利用者の部屋代、食事代が介護保険から外され、自己負担になったことは先ほど申しあげましたが、その負担が余りにも大きいということから、国では低所得者の負担を軽減させるために補足給付を行うとしています。補足給付は、低所得者の所得に応じて部屋代や食事代などに限度額を設け、国が示している基準額との差額を介護保険から支払うという内容になっています。

しかし、この制度は、本人が申請しなければ受けられないことになっており、知らずにおればせっかくの制度が受けられないことになります。特別養護老人ホームなどに入所している人はもちろんのこと、ショートステイで保健施設などを利用する人に対しても所得段階を把握し、該当する人に対しては漏れなく利用できるように周知をし、申請を促すなど手だてをとるべきと思いますが、その対策はどうなっているのか伺います。

また、デイサービスやデイケアを受けている人の食事代も自己負担になるのですが、この人たちの食事代には補足給付が該当になりません。寒河江市独自の取り組みとして、デイサービス、デイケアへの食事代補助を実施してはどうか考えますが、市長の考えを伺います。

次に、新予防給付の取り組みについて伺います。

国は、ふえ続ける介護保険給付費の削減と財源の確保を国民負担に求めてきました。施設利用者の部屋代や食費を介護保険から外し、自己負担させることで介護保険の給付費を減らそうとするものです。

また、介護保険に該当する人をふやさないために、予防を重視することを改革の基本に据えました。年をとっても健康で、できるだけ自立した生活を続けられることは、だれでもが望むことであり、介護予防に重点を置くことは当然のことと思います。

しかし、今回国がやろうとしている新予防給付の内容は、これまで要介護1と認定された人の7割から8割は介護を要しない要支援者となり、介護予防のためのトレーニングなどをすることになり、介護施設に入所することはできなくなります。

また、これまではホームヘルパーによる家事援助などを受けながら自立した生活を送ってこれた人たちが、「ホームヘルパーが利用できなくなれば自立した生活ができなくなる」と不安を訴える人が出てきています。

何を基準に、新予防給付に該当する人と要介護1とに分けるのか。その判断はどこがするのか。また、新予防給付に移ったことによりこれまでのサービスが受けられなくなり、サービス低下につながるのではないかなど不安な点が多く、事業の内容が見えてきません。この事業はいつまでに、どこが実施するのかお尋ねいたします。

次に、地域支援事業の内容について伺います。

今回の介護保険制度改正の中には、介護予防を重視するといった観点から、高齢者が元気で長生きできるように支援をしていく事業ととらえていますが、どのような内容なのかお伺いいたします。

次に、来年4月に予定されている第1号介護保険の保険料改定について伺います。

介護保険が始まってから来年で6年目を迎えますが、第3期の介護保険事業計画とともに介護保険料の改定も行われると思います。介護保険の財源の50%は国、県、市町村が負担をし、残りの50%は被保険者である国民が支払う仕組みになっているのに、介護保険で介護の負担を軽減しようとすればするほど保険料負担が重くなっていくという皮肉な結果になっています。

来年度は、税制改正の影響で保険料の所得段階が上がり、ただでさえも保険料の負担がふえるのに、保険料改定でさらに保険料が値上げされれば低所得者の生活は本当に大変です。できるだけ保険料の値上げは避けるべきと思いますが、基準額はどれぐらいと考えておられるのかお伺いいたします。

以上で、第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かにお答え申し上げます。

まず、今回の改正では、同じ要介護状態であれば、住宅において介護している場合の負担と施設に入所させた場合の負担は公平であるべきとの趣旨を踏まえまして、平成17年、ことしの10月の利用分から、介護保険施設などにおける食費と居住費については、介護保険の給付の対象外にすべく見直しが行われたところでございます。

しかしながら、世帯全員が市民税非課税者であるなどの所得の低い方に対しましては十分な配慮を行ったことによりまして、利用者負担第1段階の生活保護受給者等につきましては負担は据え置き、それから第2段階の年金収入額が80万円以下の方につきましては、合わせて3,000円程度の負担の引き下げ、第3段階の年金収入額が266万円未満の方につきましては、負担額を1万5,000円程度に抑制されることになりました。このように、所得の低い利用者に対しましては、御理解をいただける範囲内での改正であったと認識しているところでございます。

また、利用者負担段階が第4段階となる市民税課税世帯に属する方につきましては、市内の特別養護老人ホームを利用した場合、従来は1日当たり780円の食費負担で済んでいたものが、10月以降は1日当たり1,380円、居住費として320円の負担となり、差し引き1カ月当たり2万7,600円の負担増となっております。

今回の改正では、施設利用者に対して事前説明を行ったことにより、施設を退所せざるを得なくなった、トラブルが発生したという事例は出ておりませんが、ショートステイ利用者につきましては第4段階に属する方が多く、これまでより1日当たり920円の負担増となったため、利用回数を抑えるといった動きも一部に見られるようであります。

次に、2番目の税制改正による所得区分の変化についてお答え申し上げます。

公的年金に関する税制改正の内容であります。平成16年度税制改正分としまして、公的年金等控除の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられております。また、平成17年度税制改正分としまして、65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の個人住民税非課税処置が廃止されております。この制度改正によりまして、平成18年度、来年度における介護保険料の負担段階が、これまでの非課税層の段階から課税層の段階に移る方が相当数出てくることは御案内かと思えます。

本市における現行の保険料段階は、生活保護受給者等が属する第1段階、それから世帯全員が市民税非課税である第2段階、本人が市民税非課税の第3段階、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の第4段階、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の第5段階と五つに区分されております。

平成18年度からの保険料の所得段階別の区分につきましては、所得の低い方に配慮いたしまして、世帯全員が市民税非課税となる現行の第2段階の方について、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方を新第2段階としまして、それ以外の方を新第3段階に区分いたしまして、全体で六つの所得段階にしたいと考えておるところでございます。

このようなことから、税制改正の影響を推計してみますと、保険料の基準額が適用される新第4段階には1%、約100名が移動し、市民税課税層となる新第5段階には12%、約1,300名が移動するものと見込んでおるところであります。

次に、3番目の保険料段階が上昇する方の激変緩和についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国から示されていることとしましては、高齢者の非課税措置の廃止について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案して、介護保険においても保険料及びそれと連動してい

る利用料について、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講ずることを検討しているとのことでございます。

具体的な対応の内容としましては、保険料への対応としては、税制改正の影響により介護保険料段階が上昇する者については、本来属する保険料段階の保険料額に段階的に移行できるよう、保険料負担率を段階的に引き上げること検討しているとのことでございます。

また、利用料への対応としましては、利用者負担段階が2段階上昇するものについては、段階の上昇を1段階にとどめること、1段階上昇の場合には、社会福祉法人による減免で対応すべく検討しているとのこととあります。本市としましては、国の対応策を踏まえまして、適正に対処してまいりたいと考えております。

次に、4番目の低所得者に対するところの補足給付の周知と取り組みについてお答えいたします。

昨年10月から介護施設における食費や居住費が自己負担になったり、社会福祉法人減免制度の見直しが行われました。本市としましては、現に該当している方に対しては、個別に周知を図ってまいりました。

また、新たな申請者等に対しましては、申請時における窓口での対応を初めとして、機会あるごとに制度の周知に努めるとともに、サービス事業所に対しましても独自に啓発チラシを作成しまして、適正な対応をとられるように要請してきたところであります。

デイサービスの食費に対しては、負担軽減の制度がないために市独自で助成してはどうかのお尋ねでございますが、デイサービスの食費については昼食のみであり、利用者の負担段階での区別もなく、一律600円となっているようであります。現在、市の独自事業として実施している「生きがいデイサービス」における昼食代の500円と比較した場合でもほぼ同様であり、独自助成は困難であることを御理解願いたいと思っております。

次に、5番目の新予防給付の取り組みについて答弁いたします。

要支援、要介護1といった軽度の要介護者は、全国レベルにおいては介護保険制度施行時から約5年間で倍以上に急増しており、本市においても平成12年度末と16年度末を比較したとき、約2倍になっております。

要介護高齢者について、介護が必要になった原因を見ますと、要支援、要介護1の方は下肢機能の低下や閉じこもりなどにより徐々に生活機能が低下する廃用症候群が最も多く、そのほか初期の認知症、うつなど要介護状態はさまざまであります。

これまでの介護保険の仕組みでは、重度の人に多い脳血管疾患を原因とするタイプの要介護者への対応が主流でした。改善の可能性の高い人に、多様な状況に応じた介護予防サービスが提供される仕組みづくりとして新予防給付の取り組みを行うことになったところであります。

対象者の選定方法としましては、これまでの要支援、要介護1の方について、介護認定審査会において状態の維持、改善可能性の観点を踏まえた基準に基づき審査を行い、新予防給付の対象となる方と介護サービスの対象となる方に区分することになっております。

また、新予防給付の対象となる方に対するケアプランの作成は、市町村が責任主体となって行うこととされております。

新たなサービスの内容については、来年の2月ころまでには示されるところとなり、実際のサービスを行う事業所につきましても、現在介護サービスを実施している事業者が介護予防サービス事業所として県の指定を受けることになると思われます。

また、認定替えによりまして、現在受けているサービスが受けられなくなるようでは困る方が出るのではないかとのお尋ねでございますが、平成18年、来年の4月前に要介護認定を受けている方は、要介護認定の期間中は従来の給付を受けられますし、介護保険施設に入所していた方は、新予防給付になった場合でも平成20年度末までは引き続き入所することができるようになっておりますので、心配される事態はほとんど生じないのではないかと認識しているところであります。

次に、6番目の地域支援事業の内容と取り組みについて申し上げます。

地域支援事業は、要支援、要介護に至る前の高齢者に対して介護予防事業を提供したり、高齢者が長年住み慣れた地域での生活を継続するために、介護保険サービスを中心にさまざまなサービスを利用できるようにするために介護保険制度に新たに位置づけられたものであります。

主な事業内容としましては、一つには介護予防事業があります。これは、地域の高齢者の中から要支援、要介護になるおそれがある高齢者を対象としまして、転倒骨折予防、それから栄養管理、認知症予防などの各種介護予防サービスを提供するものであります。

二つには、包括支援事業がございます。これは、介護予防事業を行うに当たりまして、それぞれの高齢者に合ったサービスとなるよう計画をしたり、地域の高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整を行います。また、虐待の早期発見、防止などの権利擁護事業に取り組むとともに、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなど、ケアマネジャーに対する指導、支援を行うものであります。

三つには、その他の支援事業としまして、家族介護支援などを行うこととなっております。

本事業は、平成18年度から具体的に実施していくこととなりますので、推進組織としまして健康福祉課内に新たに保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職種を配置した地域包括支援センターを設置いたすべく準備をしているところであります。

また、新たな事業でもありますので、具体的に実施する事業につきましては、今後国からの情報などを取り入れながら十分検討を重ねまして、高齢者が健康な状態を長く保てるようになるための事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、最後の質問でございますところの、来年4月に予定されている第1号介護保険料について申し上げます。

介護保険料につきましては、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画において定めることになっております。

また、同時に高齢者保健福祉計画を策定することになっておりますので、年内に本市の各界・各層から人選を進めまして「寒河江市高齢社会支援計画検討委員会」を立ち上げる予定であり、その中で審議していただくことになるものと考えております。

なお、本市の介護保険料は、御案内かと思えますけれども、第2期計画においては県内の自治体で下から2番目に低いランクに位置づけられておりますので、第3期計画においても介護給付費準備基金積立金を有効に活用しまして、できる限り低い額になるよう配慮してまいりたいと考えているところであります。以上です。

新宮征一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、やはり今回の10月から実施された利用者の食費、部屋代の自己負担というものは非常に大きいなというふうに改めて思ったところです。

第1段階は現状と変わらないということで、第2段階の場合は逆に3,000円引き下げになったということですが、第3段階の場合はこれは1万5,000円のアップということで、1ヶ月5万5,000円、また第4段階の方は2万7,600円のアップということで、この方は8万3,000円ぐらいになるのではないかというふうに思うんですけれども、負担能力に応じた引き上げというようなことを国では言っているようだけれども、これは大変な負担増だということに間違いはないというふうに思います。

やはり利用料や食費や部屋代の利用料をアップしたということもありますし、また税制改正によって税の段階、課税段階が非常に変わるというようなこともありまして、これは非常に影響が大きいということがあられるわけですので、国の方でも何とかしなければと思ったのだというふうに思いますけれども、私たちは以前から低所得者の保険料については非常に負担が重いので、今寒河江市で実施している5段階を、これを小刻みにして、低所得者の方が余り負担にならないような段階区分を設けるべきでないかということをおもってこの前もずっと申し上げてきました。それが今回、第5段階から第6段階までに1段階ふやすということで、低所得者の方に対してはある程度の配慮をされているのだなというふうに思ったところです。

しかし、非課税世帯から基準額が適用になる新4段階には100名の方が移動しますし、また市民税が非課税だった人が課税になる新第5段階へは1,300人もの方が移動するという、これは大変なことだというふうに思います。

国でも激変緩和ということで、2年間急激に上がらないように、段階的に上がるように配慮をするというようなこと、対策をとっているわけですが、これは2年を過ぎれば基準額に戻されるということで、値上げになることには変わりはないわけですね。

1段階上昇する人の場合には、社会福祉法人による減免で対応するという国では方針として出しているようだけれども、今回社会福祉法人の減免制度も見直しになりました。これは、これまでですと住民税非課税世帯の人は利用料の2分の1が、この社会福祉法人の減免によって軽減されていたわけですが、今回の見直しによって、その2分の1が4分の1に縮小されたということですね。適用範囲を広くするために収入要件で150万円まで引き上げて対象者を広くしたというふうに国は言っていますが、4分の1に縮小されたということで、これまで軽減の恩恵を受けていた人が、かえって負担増になったというような人も出てきているわけです。

ですから、従来の2分の1の軽減で利用する方が利用できるよというふうなことで、自治体独自の負担をしているところもあるんですけれども、寒河江市ではその取り組みについてどのように考えておられるか。負担をするべきであると私たちは思うんですけれども、市長の考えはどのようなものか、お伺いをしたいと思います。

それで、新しく見直されたこの軽減措置ですが、これはこれまでのものよりも非常に要件が厳しくなったんですね。条件として資産があるかないかとか、また預貯金がどれくらいあるかとか、また介護保険料を滞納していないかとか、そういうことを全部調べて、その要件に合わなければ利用できないという大変使いづらい制度に変えられてしまったということがあられるんですけれども、このようなこともぜひ市長は全国市長会などで、この社会福祉法人の軽減の条件緩和といいますか、使いやすい制度にするような要望などもしていただきたいと思いますけれども、市長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、補足給付に対する周知と取り組みについては、施設などでもいろいろ手だてをとっているということで、みんなが十分理解できているし、そういう手続もとっているというふうなお話だったと思います

けれども、国ではこれまで在宅重視ということで、在宅でサービスを受けている方が余りにも不公平だということで今回の介護保険の改定にもなったというふうに思うんですけども、今回デイサービスやデイケアを受けている方の食事代についても負担が加えられたということですが、この負担を軽減する措置というのはないわけですね。在宅重視というのであれば、こういう人たちにこそもっと手助けをすべきでないかというふうに思いますけれども、そういうことがない。

今、デイサービスを利用している方の中には低所得者の方がたくさんいらっしゃるわけです。実際2万円ぐらいしか、月額2万円ぐらいしか国民年金を受給していないという、こういう方もデイサービスを非常に楽しみにして待っているわけですね。こういう人たちは本当にもうつめに火をともしような大変な暮らしをしながら、それでも一週間に一遍のデイサービスでお風呂に入るのがとても楽しみだと、こう言ってデイサービスを楽しみにしている人がいます。そういう方にとって、たとえ390円から600円、210円の値上げだといっても、これが1カ月になればやはり800幾ら値上げになる。これも大きい負担になるんですよ。ですから、こういう人の実態をぜひ考えていただいて、デイサービスに対する、非課税の方だけでも私はいいと思うんです。寒河江市でデイサービスを受けている方は何人いらっしゃいますか。その中で非課税の方だけでもこういうことを実施していただけないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

それから、新予防給付についてですけども、これはその人その人に合ったサービスをやっていく、ということでこれまでの何というんですか、振り分けをして、そしてその人に合ったようなサービスに切りかえていくというようなことの内容だというふうに思います。

地域支援事業にいたしましても、予防を重視して、これまでさまざまな支援事業があったわけですけども……、保健福祉事業とかさまざまなサービスがあるわけですね、生きがい支援サービスとか、ひとり暮らしの方への支援サービスとか、そのような支援サービス、そういうものも介護保険の中に取り入れて、健康でそして自立できるような、そういう介護を必要としない高齢者のための予防を包括的にやっていこうというような事業というふうにとらえましたが、私たちがやはり介護保険に該当しない元気な高齢者になってもらうことは、一番大切なことだというふうに思っております。

ですから、この事業がうまく機能すれば、大変効果のある事業でないかなと期待もしているところですけども、これも保健事業という枠の中で行われるというふうになりますとこれも予算が伴うと思うんですが、この予算についてはどうなんですか。やはり充実したサービスをすればするほど介護保険料につながっていくと、こういう事業の中身になっていくのではないかと思いますけれども、その点どうなんですか。この予算の点でひとつお聞きをしたいというふうに思います。

これまで生きがい支援サービスとか、ひとり暮らしの方へのサービスとか、さまざまな寒河江市独自の事業をやってきたわけですが、そういう事業は無料で受けられる、そういうサービスもありました。これが介護保険の中に組み入れられてしまうとやはり介護保険料、1割の負担料としてそれを出さなければ支援が受けられなくなるのかどうか。そのこともお聞きをしたいというふうに思います。

それから、介護保険料の改定については、できるだけ値上げをしないで、基金なんかも取り崩してそれに充てたいというような市長の答弁でありましたけれども、ぜひそれは実施していただきたいというふうに思います。

以上で2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 このたび、また法律が改正になったわけですが、やはり当初考えたよりも介護を利用する方が非常に多かったと。当初の考えより倍も多くなってきたと、こういうこと。そしてまた、在宅介護というよりもお金を費やすところの施設サービスというようなものが非常に利用する方が多くなったということで、いろいろなそれらに対応するための改正だと、一口に言えばそういうことだろうと思っております。

そういうことで、いろいろな変化といいますか、改正に伴うところの御質問が出てきたわけですが、けれども、1番目の施設利用者の自己負担というようなことでございますけれども、これも1問目で申しあげましたように、いわゆる負担能力に応じたものとするというようなことではなかるうかなと思っております。

それから、税制改正によるところの区分でございますけれども、6段階にするということで移動する方も出てこようと、このように思っております。それで六つの段階を設けまして、移動する人の対応というものを考えているところでございます。

それから、3番目は激変緩和でございますけれども、激変緩和については先ほども答弁申しあげたところでございまして、国がいろいろ考えておるようでございますので、市といたしましてもこれらを見て対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、補足給付の問題でございますが、これはデイサービスの食事代ということでございますけれども、市としましてそれに補足して、補充して支給するということは考えておらないということは、1問にも答弁申しあげたとおりでございます。

それから、新予防給付制度が新しく出るわけでございますけれども、要支援、要介護にならないようにということでの新予防給付制度なわけでございますけれども、これにつきましてもスムーズに移行できるように、そして実行するに当たりましても、認定替えによるところの経過措置というものがございまして、それらについては十分御理解をいただきながらスムーズに移行できるように、このように願っております。

それから、最後の介護保険料の改定でございますけれども、1問で答弁申しあげましたように、いわゆるこれからの介護給付と保険料との関係というものは大変いろいろ出てくるわけでございますけれども、この審議会等々の意見を踏まえ、あるいは市の介護の財政の実態等も踏まえまして改定してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 これ以上お聞きしましても、なかなか新しい制度ということで、まだはっきりしない点もあるということですので、これが発足してからということになると思いますけれども、一つ申しあげておきたいということがあります。それは、今回の介護保険の改定、これはだれが見てもやはり国民に大きな負担を強いるものだというふうに私は考えております。

これは、国の今の構造改革の中で行われていることではありますけれども、この介護保険の負担増にとどまらず、これからは病院に入院した方の食事代、部屋代なんかももらうというようなことをもう言っておりますし、高齢者の医療保険、これも今70歳からは1割なんですけれども、これを70歳から74歳までは2割に引き上げると、所得によっては3割にするというような案も出されている。これは非常に、全体が大変な中ではありますけれども、殊に高齢者、それから低所得者、こういう弱い立場にある人たちへの負担が非常に大きいと思います。

これは今、憲法25条で保障されている国民の生存権ですね。健康で文化的な生活を営む権利、そういうものもめちゃくちゃに破壊していく、非常に大変な政治だというふうに思っております。この政治、何とか本当に人間の命、暮らしを最も大事にする政治に転換していかなければならないと私たちは考えているところなんですけれども、その中でもやはり一番末端の地方自治を預かる長の考え方というものは、大きな役割を果たすのではないかとこのように思います。

ですから、介護保険などで新しい介護予防とか地域支援事業とかいうものが始まりますけれども、これもやはり介護保険の中での取り組みでございます。ですから、この中での取り組みをするということは予算的にも制限をされるということで、今までの寒河江市の住民が受けていたサービス、利用していたものが受けられなくなるというようなことがないように、寒河江市独自の事業としてもこれを位置づけてやっていく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、以前にも私、申しあげておきましたけれども、今、介護保険の財源は50%が国民の納める介護保険料、そして残りの50%のうち国が25%、それから地方が25%というふうになっていますけれども、この25%のうち5%の部分は調整基金として高齢者の多いところとか、そういうところに配分されるということになっているわけですね。ですから、この介護保険の財源としまして25%まるっきり使えるというわけではない。それを5%、25%にさらに5%上乘せさせて30%にすることによって、5%分の3,000億円が増収になるということなんです。この3,000億円があれば、来年度の第1号の被保険者の保険料の値上げをしなくても済むというくらいの財源が入ってくるというふうに試算されております。ですから、これは以前にも市長は全国の市長会の中でも要望しておくというようなことを言っておりましたけれども、これは緊急に重ねて要望していただきたいということを申しあげて私の質問を終わります。

何かございましたら、お答えいただきたいと思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 医療福祉にかかわらず、国、地方を挙げて、今この構造改革に取り組んでおるわけでございます。これからの時代を乗り切るためにはどうしなければならないかということが税財政の面からもあるだろうし、あるいはまた受益と負担との関係の中でどう取り上げるかということもあると思っているわけでございます。それらが今までのようにすべてが国だ、あるいは地方公共団体だというようにまいたらないというような事態に立ち至っておるといふことでの現在のあらゆる面での改革だろうと、このように認識しておるわけでございます。

そういう中で、やっぱりこれまで投資したといひますか、支出してきた分野で我慢してもらふところ、あるいはスリム化していいところはスリム化して、そして必要な分野に回すというようなことは、これは当然考えなくてはならないことでございますので、市といたしましても行財政改革大綱というものを策定しまして、こういう時代に立ち向かっていって、市民のサービスを落とさないようにということでの考え、そしてまた市民にもその辺は十分御理解いただくようにということの努力を続けておるところでございます。以上です。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後2時15分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。